

(19) 日本国特許庁(JP)

再公表特許(A1)

(11) 国際公開番号

W02013/145033

発行日 平成27年8月3日 (2015.8.3)

(43) 国際公開日 平成25年10月3日 (2013.10.3)

(51) Int.Cl.			F I			テーマコード (参考)		
G09F	19/00	(2006.01)	G09F	19/00	Z	5E555		
G06Q	30/02	(2012.01)	G06Q	30/02	150	5L049		
G06F	3/048	(2013.01)	G06F	3/048	656A			

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 48 頁)

出願番号	特願2014-507021 (P2014-507021)	(71) 出願人	314012076 パナソニックIPマネジメント株式会社 大阪府大阪市中央区域見2丁目1番61号
(21) 国際出願番号	PCT/JP2012/005431	(74) 代理人	100109210 弁理士 新居 広守
(22) 国際出願日	平成24年8月29日 (2012.8.29)	(74) 代理人	100137235 弁理士 寺谷 英作
(31) 優先権主張番号	特願2012-74804 (P2012-74804)	(74) 代理人	100131417 弁理士 道坂 伸一
(32) 優先日	平成24年3月28日 (2012.3.28)	(72) 発明者	田辺 匠 日本国大阪府門真市大字門真1006番地 パナソニック株式会社内
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 映像表示装置、映像表示方法、及びプログラム

(57) 【要約】

AV再生装置(10)は、AVモニタ(20)に表示するための広告を保持している広告ストレージ(12)と、グラフィカル・ユーザ・インターフェイスとしての操作メニューをAVモニタ(20)に表示し、表示した前記操作メニューに対するユーザの操作を受け付けるプラットフォーム(16)と、プラットフォーム(16)が前記操作メニューをAVモニタ(20)に表示したとき、又は、プラットフォーム(16)が前記操作を受け付けたときに、当該操作メニューの表示又は当該操作の受け付けに同期して、広告ストレージ(12)に保持された広告をAVモニタ(20)に表示する広告プレイヤー(13)とを備える。

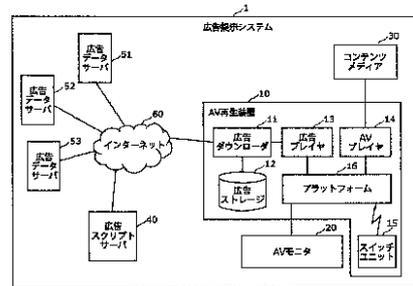


FIG. 1:
 1 Advertisement presenting system
 10 AV reproduction device
 11 Advertisement downloader
 12 Advertisement storage
 13 Advertisement player
 14 AV player
 15 Switch unit
 16 Platform
 20 AV monitor
 30 Content media
 40 Advertisement script server
 51, 52, 53 Advertisement data server
 60 Internet

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

画面に表示させるための広告を保持する記憶部と、
ユーザの操作を受け付ける入力部と、
前記入力部が受け付けた前記操作に関連したグラフィカル・ユーザ・インターフェイス
(GUI)がある場合に、前記GUIを操作メニューとして前記画面に表示させるGUI
制御部と、
前記GUI制御部による前記操作メニューの表示又は前記入力部による前記操作の受け
付けに同期して、前記操作メニュー又は前記操作に関連した広告を前記記憶部から取得し
て前記画面に表示させる広告再生部と
を備える映像表示装置。

10

【請求項 2】

前記記憶部は、前記広告の表示態様を規定した表示態様情報も保持し、
前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記記憶部に保
持された広告を前記画面に表示させる
請求項 1 に記載の映像表示装置。

【請求項 3】

前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記操作メニ
ューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示することと、前記操作メニ
ューの表示又は前記操作の受け付けが行われても前記広告を表示しないこととを選択的に行
う
請求項 2 に記載の映像表示装置。

20

【請求項 4】

前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記操作メニ
ューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示する確率又は前記広告を表示
している時間を、ランダムに、又は、時間帯に依存して、変更する
請求項 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 5】

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広
告を表示させる場合には、過去に前記広告を表示した前記画面上の位置とは異なる位置に
、前記広告を表示させる
請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

30

【請求項 6】

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広
告を表示させる場合には、前記画面上における前記操作メニューに対応づけられた第 1 の
位置に前記広告を表示することと、前記画面上における前記操作メニューに対応づけられ
た第 2 の位置に前記広告を表示することとを切り替える
請求項 5 に記載の映像表示装置。

【請求項 7】

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広
告を表示させる場合には、前記画面上における前記操作メニューに隣接して前記広告を表
示させ、前記広告の前記操作メニューに近接する部分にグラデーションを施す
請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

40

【請求項 8】

前記GUI制御部は、前記広告再生部によって表示される広告の色味及び広告の内容の
うちの少なくとも一方に合わせて、前記操作メニューの色を変える
請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 9】

前記GUI制御部は、さらに、前記ユーザの操作に応じて、前記操作メニューの表示態
様を変化させ、

50

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示態様の変化に対応させて、表示している前記広告の表示態様を変化させる

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 1 0】

前記操作メニューは、前記映像表示装置が出力する音量を制御するためのスライダーであり、

前記操作は、前記スライダーにおけるスライダの移動指示である

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 1 1】

さらに、前記映像表示装置と通信ネットワークを介して接続されたサーバ装置から、前記広告再生部によって表示される広告を予めダウンロードして前記記憶部に格納しておくダウンロード部を備える

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 1 2】

前記入力部が前記操作として電源投入操作を受け付けた場合に、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された広告を前記画面に表示する

請求項 1 に記載の映像表示装置。

【請求項 1 3】

前記表示態様情報には、広告の表示期限を示す期限情報が含まれ、

前記広告再生部は、前記期限情報に基づいて、広告を表示させる

請求項 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 1 4】

前記記憶部は、さらに、デフォルト用の広告として予め定められた広告を保持し、

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けが前記期限情報で示される期限内でないと判断した場合には、前記記憶部に保持されたデフォルト用の広告を表示させる

請求項 1 3 に記載の映像表示装置。

【請求項 1 5】

前記表示態様情報には、広告の表示時間帯を示す時間帯情報が含まれ、

前記広告再生部は、前記時間帯情報に基づいて、広告を表示させる

請求項 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 1 6】

画面に表示させるための広告を保持する記憶ステップと、

ユーザの操作を受け付ける入力ステップと、

前記入力部が受け付けた前記操作に関連した G U I がある場合に、前記 G U I を操作メニューとして前記画面に表示させる G U I 制御ステップと、

前記 G U I 制御ステップで前記操作メニューを前記画面に表示させたとき、又は、前記入力ステップで前記操作を受け付けたときに、当該操作メニューの表示又は当該操作の受け付けに同期して、前記記憶ステップで保持された広告の中から、前記操作メニュー又は前記操作に関連した広告を前記画面に表示させる広告再生ステップと

を含む映像表示方法。

【請求項 1 7】

請求項 1 6 に記載の映像表示方法に含まれるステップをコンピュータに実行させるプログラム。

【請求項 1 8】

画面と、

前記画面に表示するための広告を保持する記憶部と、

前記映像表示装置の電源が投入されたときに、前記記憶部に保持された広告を前記画面に表示する広告再生部とを備え、

前記広告には、当該広告の表示期限示す期限情報が含まれ、

10

20

30

40

50

前記広告再生部は、表示期限内である場合にだけ、前記広告を表示する映像表示装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、映像表示装置、映像表示方法、及びプログラムに関し、特に広告の提示を適応的かつ柔軟に制御する技術に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、機器を操作するためのグラフィカルユーザインタフェース（GUI）とともに広告を表示するための映像信号を出力する放送受信装置が知られている。

10

【0003】

例えば、特許文献1は、広告データを含んだ各種メニューデータ（例えば、ボリュームメニューなどのGUI）を、放送波から受信して装置内のストレージに蓄積しておき、ユーザがメニューを表示させる操作（例えば、ボリューム操作）を行うと、広告データを含んだメニューを表示するための映像信号を出力する放送受信装置を開示している。

【0004】

前記メニューデータにはバージョン番号が付されており、前記放送受信装置は、受信したメニューデータが新しいバージョンを示すときには、ストレージに蓄積されているメニューデータを更新することにより、広告データを入れ替える。

【0005】

このように構成された放送受信装置によって、番組の合間に放送される商業映像のみならず、ユーザが機器を操作したときにも広告が表示され、さらには表示される広告を随時入れ替えできるので、広告ビジネスのチャンスを広げることができる。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2002-101360号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、前述したような広告表示は今後様々な映像表示装置において広く行われると想定されることから、個々の映像表示装置に適応的に広告を供給する技術や、多様性、興味性に富んだ柔軟な態様で広告を提示するための技術など、従来に増して広告の効果を高めるための技術が求められる。

30

【0008】

本発明は、上記の事情に鑑みてなされたものであり、広告の提示を適応的かつ柔軟に制御できる映像表示装置、映像表示方法、及びプログラムの提供を目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

上記目的を達成するために、本発明の一態様に係る映像表示装置は、画面に表示させるための広告を保持する記憶部と、ユーザの操作を受け付ける入力部と、前記入力部が受け付けた前記操作に関連したグラフィカル・ユーザ・インタフェース（GUI）がある場合に、前記GUIを操作メニューとして前記画面に表示させるGUI制御部と、前記GUI制御部による前記操作メニューの表示又は前記入力部による前記操作の受け付けに同期して、前記操作メニュー又は前記操作に関連した広告を前記記憶部から取得して前記画面に表示させる広告再生部とを備える。

40

【発明の効果】

【0010】

本発明の映像表示装置によれば、表示態様情報に基づいて広告を再生することができるので、多様性、興味性に富んだ柔軟な態様で広告を提示することが可能になり、その結果

50

、従来に増して広告の効果を高めることができる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】図1は、実施の形態における広告提示システムの構成の一例を示す機能ブロック図である。

【図2】図2は、実施の形態における広告ストレージの内容の一例を示す図である。

【図3】図3は、実施の形態における広告スクリプトの内容の一例を示す図である。

【図4】図4は、実施の形態におけるユーザ操作時の広告表示動作の一例を示すシーケンスチャートである。

【図5】図5は、実施の形態における広告表示処理の詳細な一例を示すフローチャートである。

10

【図6A】図6Aは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6B】図6Bは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6C】図6Cは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6D】図6Dは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6E】図6Eは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

20

【図6F】図6Fは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図7】図7は、実施の形態における広告ダウンロード動作の一例を示すシーケンスチャートである。

【図8】図8は、実施の形態における映像表示装置の構成情報の一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0012】

本発明の1つの態様における映像表示装置は、画面に表示させるための広告を保持する記憶部と、ユーザの操作を受け付ける入力部と、前記入力部が受け付けた前記操作に関連したグラフィカル・ユーザ・インターフェイス(GUI)がある場合に、前記GUIを操作メニューとして前記画面に表示させるGUI制御部と、前記GUI制御部による前記操作メニューの表示又は前記入力部による前記操作の受け付けに同期して、前記操作メニュー又は前記操作に関連した広告を前記記憶部から取得して前記画面に表示させる広告再生部とを備える。

30

【0013】

また、前記記憶部は、前記広告の表示態様を規定した表示態様情報も保持し、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記記憶部に保持された広告を前記画面に表示させてもよい。

【0014】

このような構成によれば、多様性、興味性に富んだ柔軟な態様で広告を提示することが可能になり、その結果、従来に増して広告の効果を高めることができる。

40

【0015】

また、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示することと、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けが行われても前記広告を表示しないこととを選択的に行ってよい。

【0016】

このような構成によれば、広告の表示頻度が低減されることで広告表示がユーザに与える煩雑感を軽減するとともに、広告が表示されない意外性を演出することができる。

50

【 0 0 1 7 】

また、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示する確率又は前記広告を表示している時間を、ランダムに、又は、時間帯に依存して、変更してもよい。

【 0 0 1 8 】

このような構成によれば、ランダムに、又は、時間帯に依存して、広告の表示態様が変わるので、多様性に富んだ態様でユーザに広告を提示し、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【 0 0 1 9 】

また、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、過去に前記広告を表示した前記画面上の位置とは異なる位置に、前記広告を表示させてもよい。

10

【 0 0 2 0 】

このような構成によれば、過去に広告を表示した位置とは異なる位置に広告が表示されるので、ユーザの目をひき、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【 0 0 2 1 】

また、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、前記画面上における前記操作メニューに対応づけられた第1の位置に前記広告を表示することと、前記画面上における前記操作メニューに対応づけられた第2の位置に前記広告を表示することとを切り替えてもよい。

20

【 0 0 2 2 】

このような構成によれば、少なくとも操作メニューに対応付けられた2つの位置の何れかに広告を表示できるので、ユーザの目をひき、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【 0 0 2 3 】

また、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、前記画面上における前記操作メニューに隣接して前記広告を表示させ、前記広告の前記操作メニューに近接する部分にグラデーションを施してもよい。

【 0 0 2 4 】

このような構成によれば、前記広告と前記操作メニューとの境界がわかりにくくなるので、前記広告のデザインと前記操作メニューのデザインとを一体化させたい場合や、前記広告の前記操作メニューに隣接する部分が前記操作メニューの見易さを損なわないようにするために役立つ。

30

【 0 0 2 5 】

また、前記GUI制御部は、前記広告再生部によって表示される広告の色味及び広告の内容のうち少なくとも一方に合わせて、前記操作メニューの色を変えてもよい。

【 0 0 2 6 】

このような構成によれば、表示される広告の色味及び広告の内容のうち少なくとも一方に合わせて操作メニューの色が変更されるので、広告表示の多様性及び興趣性をさらに高め、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を軽減することが可能になる。

40

【 0 0 2 7 】

また、前記GUI制御部は、さらに、前記ユーザの操作に応じて、前記操作メニューの表示態様を変化させ、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示態様の変化に対応させて、表示している前記広告の表示態様を変化させさせてもよい。

【 0 0 2 8 】

また、前記操作メニューは、前記映像表示装置が出力する音量を制御するためのスライダーであり、前記操作は、前記スライダーにおけるスライダの移動指示であってもよい。

50

【 0 0 2 9 】

このような構成によれば、操作メニューの表示態様の变化とともに操作メニューの表示態様の变化が生じるので、興味性に富んだ態様で広告を提示することが可能になり、その結果、従来に増して広告の効果を高めることができる。

【 0 0 3 0 】

また、前記映像表示装置は、さらに、さらに、前記映像表示装置と通信ネットワークを介して接続されたサーバ装置から、前記広告再生部によって表示される広告を予めダウンロードして前記記憶部に格納しておくダウンロード部を備えてもよい。

【 0 0 3 1 】

このような構成によれば、表示される広告が予めダウンロードされているので、広告表示の遅延を短縮できる。

【 0 0 3 2 】

また、前記入力部が前記操作として電源投入操作を受け付けた場合に、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された広告を前記画面に表示してもよい。

【 0 0 3 3 】

このような構成によれば、電源が投入された直後において通信ネットワークとの接続が確立していない状態での広告表示が可能になる。

【 0 0 3 4 】

また、前記表示態様情報には、広告の表示期限を示す期限情報が含まれ、前記広告再生部は、前記期限情報に基づいて、広告を表示させてもよい。

【 0 0 3 5 】

このような構成によれば、いつまでも古い広告が表示されるといった広告の効果を損なう不都合が回避できる。

【 0 0 3 6 】

また、前記記憶部は、さらに、デフォルト用の広告として予め定められた広告を保持し、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けが前記期限情報で示される期限内でないと判断した場合には、前記記憶部に保持されたデフォルト用の広告を表示させてもよい。

【 0 0 3 7 】

このような構成によれば、ダウンロードされた広告の表示期限が切れているために何も表示されないという不都合が回避できる。

【 0 0 3 8 】

また、前記表示態様情報には、広告の表示時間帯を示す時間帯情報が含まれ、前記広告再生部は、前記時間帯情報に基づいて、広告を表示させてもよい。

【 0 0 3 9 】

このような構成によれば、時間帯に依存して表示される広告が変更されるので、多様性に富んだ態様でユーザに広告を提示し、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【 0 0 4 0 】

なお、これらの全般的又は具体的な態様は、システム、方法、集積回路、コンピュータプログラム、又は記録媒体で実現されてもよく、システム、方法、集積回路、コンピュータプログラム、及び記録媒体の任意な組み合わせで実現されてもよい。

【 0 0 4 1 】

(実施の形態)

以下、本発明の一態様に係る映像表示装置について、図面を参照しながら説明する。

【 0 0 4 2 】

なお、以下で説明する実施の形態は、いずれも本発明の一具体例を示すものである。以下の実施の形態で示される数値、形状、材料、構成要素、構成要素の配置位置及び接続形態、ステップ、ステップの順序などは、一例であり、本発明を限定する主旨ではない。また、以下の実施の形態における構成要素のうち、最上位概念を示す独立請求項に記載され

10

20

30

40

50

ていない構成要素については、任意の構成要素として説明される。

【 0 0 4 3 】

(広告提示システム)

図 1 は、実施の形態に係る広告提示システムの構成の一例を示す機能ブロック図である。

【 0 0 4 4 】

広告提示システム 1 は、映像音声 (A V) 再生装置 1 0 に対するユーザ操作に同期して広告を提示するシステムであり、 A V 再生装置 1 0 、 A V モニタ 2 0 、コンテンツメディア 3 0 、広告スクリプトサーバ 4 0 、及び広告データサーバ 5 1 ~ 5 3 、及びインターネット 6 0 から構成される。

10

【 0 0 4 5 】

ここで、 A V 再生装置 1 0 が映像表示装置の一例であり、 A V モニタ 2 0 が画面の一例であり、広告データサーバ 5 0 ~ 5 3 が複数のサーバ装置の一例であり、インターネット 6 0 が通信ネットワークの一例である。

【 0 0 4 6 】

A V 再生装置 1 0 は、コンテンツメディア 3 0 から受信した A V コンテンツを再生し、 A V モニタ 2 0 において画像表示及び音声出力を行う装置であり、 A V 再生装置 1 0 に対するユーザ操作と同期して、 A V モニタ 2 0 に広告を表示するように構成されている。

【 0 0 4 7 】

A V モニタ 2 0 は、映像表示及び音声出力を行う装置であり、例えば、液晶表示装置、プラズマ表示装置、有機 E L 表示装置、又はビデオプロジェクタ、及びラウドスピーカなどで構成される。 A V モニタ 2 0 は、 A V 再生装置 1 0 と一体に設けられてもよく、別体で設けられてもよい。 A V モニタ 2 0 は、視差による 3 D 映像を表示可能な表示装置であってもよい。

20

【 0 0 4 8 】

コンテンツメディア 3 0 は、 A V コンテンツを担持可能なメディアであり、その具体的な種類は限定されない。コンテンツメディア 3 0 には、 A V コンテンツを担持できるあらゆるメディア、例えば、放送チャンネル、通信回線、ハードディスク、光ディスク、及び半導体メモリなど、が含まれる。そのため、 A V 再生装置 1 0 には、コンテンツメディア 3 0 から A V コンテンツを取得して再生するあらゆる民生用電子機器 (C E) 、例えば、地上テレビジョンレシーバ、衛星テレビジョンレシーバ、ケーブルテレビジョンレシーバ、インターネットテレビジョンレシーバ、ハードディスクビデオレコーダプレイヤー、 D i g i t a l V e r s a t i l e D i s k (D V D) プレイヤ、 B l u - R a y ディスクプレイヤー、及びデジタルメディアフレームなど、が含まれる。

30

【 0 0 4 9 】

広告スクリプトサーバ 4 0 は、インターネット 6 0 に接続されているサーバであり、広告の表示態様を規定した広告スクリプトを保持している。ここで、広告スクリプトが表示態様情報の一例である。図 3 には、広告スクリプトの一例を示している。

【 0 0 5 0 】

広告データサーバ 5 1 ~ 5 3 は、インターネット 6 0 に接続されているサーバであり、広告の本体的な内容である画像、アニメーション、ビデオなどを表す広告データを保持している。広告データサーバ 5 1 ~ 5 3 は、例えば、複数の広告会社のそれぞれに対応する広告データを保持してもよい。

40

【 0 0 5 1 】

広告スクリプトサーバ 4 0 に保持されている広告スクリプト、及び広告データサーバ 5 1 ~ 5 3 に保持されている広告データは、インターネット 6 0 を介して、 A V 再生装置 1 0 にダウンロードされる。広告スクリプトサーバ 4 0 は、 A V 再生装置 1 0 からの要求に応じて、必要に応じて、広告スクリプト中に広告データを取得すべき広告データサーバ 5 1 ~ 5 3 のアドレスを記載する。

【 0 0 5 2 】

50

インターネット 60 は、AV 再生装置 10 と、広告スクリプトサーバ 40 及び広告データサーバ 51 ~ 53 の各々を双方向に接続する。

【0053】

(AV 再生装置)

AV 再生装置 10 について、詳細に説明する。

【0054】

図 1 に示されるように、AV 再生装置 10 は、広告ダウンロード 11、広告ストレージ 12、広告プレイヤー 13、AV プレイヤ 14、スイッチユニット 15、及びプラットフォーム 16 から構成される。

【0055】

広告ダウンロード 11 は、広告スクリプト及び広告データのダウンロードである。広告ダウンロード 11 は、インターネット 60 を介して、広告スクリプトサーバ 40 及び広告データサーバ 51 ~ 53 から広告スクリプト及び広告データをそれぞれダウンロードし、広告ストレージ 12 に格納する。広告ダウンロード 11 は、インターネット 60 にアクセスするためのネットワークアダプタを有してもよい。ここで、広告ダウンロード 11 が、ダウンロード部の一例である。

【0056】

広告ストレージ 12 は、ダウンロードされた広告スクリプト及び広告データを保持する記憶装置である。広告ストレージ 12 は、例えば、ハードディスクドライブ、半導体メモリドライブなどで構成されてもよい。

【0057】

広告プレイヤー 13 は、広告スクリプトを解釈して実行し、広告を表示するレンダラである。広告プレイヤー 13 は、プラットフォーム 16 から起動され、広告スクリプトの記述に基づいて、画像、アニメーション、ビデオなどの広告データをデコード及び実行する。広告プレイヤー 13 は、画像、ビデオのコーデック、及びアニメーションのインタプリタを用いて、広告データのデコード及び実行を行う。また、広告プレイヤー 13 は、ダウンロードした広告スクリプトのみならず、プラットフォーム 16 に含まれる画像、映像のコーデック、及びアニメーションのインタプリタを利用して、広告データをデコード及び実行してもよい。ここで、広告プレイヤー 13 が、広告再生部の一例である。

【0058】

AV プレイヤ 14 は、AV コンテンツのデコーダである。AV プレイヤ 14 は、コンテンツメディア 30 から AV コンテンツを取得し、取得した AV コンテンツを再生する。AV プレイヤ 14 は、AV コンテンツを取得するための、コンテンツメディア 30 の種類に応じた構成、例えば、テレビジョンチューナ、ネットワークアダプタ、ハードディスクドライブ、光ディスクドライブ、ディスクアダプタなど、を有してもよい。AV プレイヤ 14 は、プラットフォーム 16 に含まれる画像、音声のコーデックを利用して、AV コンテンツをデコードしてもよい。

【0059】

スイッチユニット 15 は、ユーザ操作を受け付けるインタフェースである。スイッチユニット 15 は、例えば、赤外線リモコンであってもよい。スイッチユニット 15 は、AV 再生装置 10 に対するユーザ操作、例えば、AV 再生装置 10 の電源のオンオフ、ボリューム操作など、をユーザから受け付け、受け付けた操作の内容をプラットフォーム 16 に通知する。ここで、スイッチユニット 15 は、入力部の一例である。

【0060】

プラットフォーム 16 は、AV 再生装置 10 における基本的な機能を提供する構成の総称である。プラットフォーム 16 には、中央処理装置 (CPU)、グラフィック処理装置 (GPU)、Random Access Memory (RAM)、Read Only Memory (ROM) などのハードウェア、並びに、AV 再生装置 10 全体のコントローラ、音声、画像及びビデオのコーデック、アニメーションのインタプリタなどのミドルウェアが含まれる。

10

20

30

40

50

【 0 0 6 1 】

プラットフォーム 1 6 は、スイッチユニット 1 5 から通知されるユーザ操作に応じて、AV再生装置 1 0 の全体を制御する。

【 0 0 6 2 】

プラットフォーム 1 6 は、スイッチユニット 1 5 からユーザ操作が通知されると、広告プレイヤー 1 3 に対して広告の再生を指示するとともに、ユーザ操作の種類に応じた GUI (例えば、ユーザ操作がボリューム操作であれば音量を制御するためのスライダー) を生成する。そして、広告プレイヤー 1 3 で再生された広告と、生成された GUI とを合成する。AVプレイヤー 1 4 による AVコンテンツの再生中には、合成された広告及び GUI は、さらに再生中の AVコンテンツの映像に合成される。ここで、GUI が操作メニューの一例である。

10

【 0 0 6 3 】

プラットフォーム 1 6 は、合成された広告、GUI、及び AVコンテンツを表す AV信号を生成し、AVモニタ 2 0 に出力する。ここで、プラットフォーム 1 6 は、GUI制御部の一例である。

【 0 0 6 4 】

上述した広告ダウンローダ 1 1、広告プレイヤー 1 3、AVプレイヤー 1 4、及びプラットフォーム 1 6 に含まれるミドルウェアは、例えば、CPU が ROM に記録されている所定のプログラムを実行することで果たされるソフトウェア機能によって実現されてもよく、また集積回路装置などのハードウェアによって実現されてもよい。また、ミドルウェア自体を外部のサーバからダウンロードしても構わない。

20

【 0 0 6 5 】

(広告ストレージ)

図 2 は、広告ストレージ 1 2 に保持されている広告スクリプト及び広告データの一例を示す図である。

【 0 0 6 6 】

広告ストレージ 1 2 には、例えば図 2 に示されるように、ダウンロードされた広告スクリプト及び広告データが、インターネット 6 0 上のアドレスを表す Uniform Resource Locator (URL) と一対一に対応する名前のファイルとして保持される。

30

【 0 0 6 7 】

広告スクリプトは、広告データの URL、及びユーザ操作の種類ごとに広告の再生規則を記述したスクリプトである。

【 0 0 6 8 】

広告データは、広告の本体的な内容である画像、アニメーション、ビデオなどを表すデータであり、例えば、Portable Network Graphics (PNG)、Joint Photographic Experts Group (JPEG) などの形式の画像データ、JavaScript (登録商標) 言語 (JS)、Flash (SWF) などで記述されたアニメーションデータ、Moving Picture Experts Group (MPEG)、QuickTime Movie (MOV) などの形式のビデオデータである。広告データには、デフォルト用の広告データが含まれてもよい。

40

【 0 0 6 9 】

(広告スクリプト)

図 3 は、広告スクリプトの一例を示す図である。

【 0 0 7 0 】

広告スクリプトは、例えば図 3 に示されるように、一般ブロックと、ユーザ操作の種類に対応付けられた 1 つ以上の広告ブロックとから構成される。

【 0 0 7 1 】

一般ブロックには、広告スクリプトの有効期限、広告再生レポートの送信先が記述され

50

る。

【0072】

各広告ブロックには、対応するユーザ操作の種類、広告データのURL、時間帯ごとの広告の再生規則が記述される。再生規則には、例えば表示すべき広告データとその利用頻度とが記述される。

【0073】

図3に示される広告スクリプトにおけるいくつかの記述内容について説明する。

【0074】

一般ブロックでは、この広告スクリプトが2011年11月30日の23時59分まで有効であること、広告再生レポートがhttp://server2/report宛てに送信されることが記述されている。

10

【0075】

ボリューム操作に対応する広告ブロックでは、3つの画像データhttp://server2/img1.png、http://server2/img2.png、http://server2/img3.pngが指定される。各画像データには個別の有効期限が記述されている。有効期限が切れた画像データ(例えば、既に終了している期間限定セール of 広告など)は利用対象から除外される。そして、時間帯ごとの再生規則として、6時00分から8時00分までは、img1.pngが40%、img2.pngが60%の頻度で利用されること、17時00分から22時00分までは、img2.pngが80%の頻度で利用されること(これは、20%の頻度で広告が表示されないことを意味する)が記述され、その他の時間帯には、既定の再生規則としてimg3.pngが確定的に利用されることが記述されている。

20

【0076】

後続する電源オン操作に対応する広告ブロックも同様に記述される(詳細は省略)。

【0077】

以下では、広告ストレージ12に保持されている広告スクリプト及び広告データを用いた広告再生動作について説明する。

【0078】

(広告再生動作)

図4は、広告再生動作の一例を示すシーケンスチャートである。当該広告再生動作は、AV再生装置10が、ユーザからAV再生装置10に対する操作を受け付けたときに行われる。

30

【0079】

プラットフォーム16は、ユーザ操作を受け付けると(S10)、広告プレイヤー13に対して、当該ユーザ操作に対応した広告の再生を指示する。広告の再生を指示された広告プレイヤー13は、広告ストレージ12から広告スクリプトを読み出す(S11、S12)。広告スクリプトが既に読み出されている場合、再度の読み出しは省略されてもよい。

【0080】

広告プレイヤー13は、広告スクリプトが有効か否かを判断し(S13)、広告スクリプトが有効でなければ(S13でNO)、既定の項目を表示する(S14)。広告スクリプトが有効か否かの判断は、例えば、広告スクリプトの一般ブロックに記述されている有効期限と、AV再生装置10で維持されている現在日時との比較により行われる。

40

【0081】

広告スクリプトが有効であれば(S13でYES)、広告プレイヤー13は、広告スクリプトの、現在のユーザ操作に対応する広告ブロックに記述されている広告データを広告ストレージ12から読み出し(S15、S16)、当該広告ブロックに記述されている再生規則に基づいて広告を再生する(S17)。広告プレイヤー13は、広告の再生が完了すると、広告データサーバ51~53のうち、再生に利用した広告データをダウンロードした広告データサーバに、広告再生レポートを送信する(S18)。

【0082】

50

(広告再生処理の詳細)

図 5 は、広告プレイヤー 1 3 によって実行される広告再生処理の詳細な一例を示すフローチャートである。

【 0 0 8 3 】

広告プレイヤー 1 3 は、広告スクリプトから、現在のユーザ操作の種類に対応する広告ブロックを参照する (S 1 0 1)。参照した広告ブロックの中に、現在時刻に合致する時間帯の再生規則が記述されていない場合 (S 1 0 2 で N O)、既定の再生規則に記述された広告データを選択する (S 1 0 3)。

【 0 0 8 4 】

現在時刻に合致する時間帯の再生規則が記述されている場合 (S 1 0 2 で Y E S)、次の処理を行う。

【 0 0 8 5 】

まず、広告プレイヤー 1 3 は、利用する広告データを選択する。広告データの利用頻度が記述されていれば (S 1 0 4 で Y E S)、記述されている利用頻度に基づいて広告データを確率的に選択する (S 1 0 6)。当該時間帯の再生規則に記述されている利用頻度の合計が 1 0 0 よりも小さい場合、広告データが選択されず、広告が表示されないことがあり得る。広告データの利用頻度が記述されていなければ (S 1 0 4 で N O)、広告データを確定的に選択する (S 1 0 6)。

【 0 0 8 6 】

広告プレイヤー 1 3 は、広告データを、時間帯以外の追加的な情報を用いて選択してもよい。例えば、A V コンテンツ及び広告データのそれぞれに予めカテゴリ情報が付与される場合、広告プレイヤー 1 3 は、付与されているカテゴリ情報に基づいて、再生中又は最後に再生された A V コンテンツと関連する広告データを選択してもよい。カテゴリ情報は、A V コンテンツのシーンごとに付与されてもよく、その場合、関連する広告データは A V コンテンツのシーンごとに選択される。

【 0 0 8 7 】

広告データが選択されると、次に、広告プレイヤー 1 3 は、広告の表示態様を決定する (S 1 0 7)。広告の表示態様には、例えば、広告を表示するための位置、色、大きさ、及び表示時間が含まれる。広告の表示態様は、広告データそのものによって表されてもよく、図 3 に示されるような広告スクリプトに追加的に記述されてもよい (図示省略)。

【 0 0 8 8 】

広告プレイヤー 1 3 は、広告データそのものによって表される表示態様、又は広告スクリプトに記述される表示態様を、広告の表示態様として決定してもよい。広告プレイヤー 1 3 は、予め組み込まれたプログラムに基づいて、広告の表示態様を都度計算で求めてもよい。

【 0 0 8 9 】

広告の位置は、固定された位置、例えば画面の左下など、に決定されてもよく、複数の位置、例えば画面の四隅、の中から前回広告が表示された位置とは異なる位置に決定されてもよい。また、G U I に対応付けられた複数の位置のなかから選ばれる 1 つの位置に決定されてもよい。さらには、広告を表示するたびに、広告と G U I とが入れ替わる表示位置に決定されてもよい。

【 0 0 9 0 】

広告の色は、広告データが示す色に決定されてもよく、広告とともに表示される G U I の色味や、再生中の A V コンテンツの映像の色味に合わせて、広告データに示された色とは異なる色に決定されてもよい。

【 0 0 9 1 】

広告の大きさは、広告データが示す大きさに決定されてもよく、G U I の表示態様の変更に対応して変更される大きさに決定されてもよい。例えば、ボリュームバーのスライダがより大きな音量を示すほど、より大きな広告が表示されてもよい。また、ボリュームバーで音量を示す部分に相当する部分全体に、広告が表示されても構わない。

10

20

30

40

50

【 0 0 9 2 】

広告の表示時間は、固定された時間、例えば3秒間など、に決定されてもよく、また所定の範囲、例えば2秒から10秒といった範囲、からランダムに選ばれる時間に決定されてもよい。

【 0 0 9 3 】

次に、例えば電源オン操作のように、現在のユーザ操作の種類に対応して表示されるべきGUIがない場合（S108でNO）、広告プレイヤー13は、選択された広告データを、決定された態様で再生する（S112）。

【 0 0 9 4 】

他方、例えばボリューム操作のように、現在のユーザ操作の種類に対応して表示されるべきGUIがある場合（S108でYES）、広告プレイヤー13は、GUIの表示態様を決定する（S110）。GUIの表示態様には、例えば、GUIを表示するための位置、色、及びデザインが含まれる。

10

【 0 0 9 5 】

GUIの位置は、固定された位置、例えば画面の右下など、に決定されてもよく、広告を表示するたびに、広告の表示位置とGUIの表示位置とが入れ替わるように決定されてもよい。

【 0 0 9 6 】

GUIの色は、固定された色に決定されてもよく、広告の色味に合わせて決定されてもよい。

20

【 0 0 9 7 】

GUIのデザインは、GUIそのものが広告となるように、広告のデザインに決定されてもよい。

【 0 0 9 8 】

次に、広告プレイヤー13は、選択された広告データ及びGUIを、決定された表示態様で再生する（S111）。

【 0 0 9 9 】

（いくつかの広告の表示態様）

上記のように構成されたAV再生装置10によってAVモニタ20に表示される広告のいくつかの態様について説明する。以下の説明では、ユーザがテレビ放送の天気予報を視聴中にボリューム操作を行った場合を想定した例が用いられる。

30

【 0 1 0 0 】

図6Aは、広告の表示態様の一例である。当該例では、テレビ映像21が表示されているときに、ユーザがスイッチユニット15（赤外線リモコン）のボリュームボタンを押した場合に、画面の右下に音量を示すスライダー22が表示され、これと同時に、画面左下に広告23が表示される。

【 0 1 0 1 】

図6Bは、広告23の位置とスライダー22の位置とが、図6Aと比べて入れ替わった一例である。図6Aの表示と図6Bの表示とを選択的に行うことで、画面上の右下に表示されるスライダー22に対応づけられた第1の位置（左下）に広告23を表示することと、前記の左下に生じされるスライダー22に対応づけられた第2の位置（右下）に広告23を表示することとを切り替えることができる。

40

【 0 1 0 2 】

図6Cは、広告23の位置が、図6Aと比べて異なる一例である。図6Aの表示と図6Cの表示とを選択的に行うことで、過去に広告23を表示した画面上の位置（左下）とは異なる位置（左上）に、広告23を表示することができる。

【 0 1 0 3 】

図6Dは、広告24が、図6Aの広告23とは異なる一例である。このような広告の変更は、例えば、時間帯に依存して行われてもよく、また、再生されるAVコンテンツ又はAVコンテンツのシーンに関連して行われてもよい。例えば、旅行番組を視聴中にユーザ

50

がボリューム操作を行うか、又は旅行番組を見終わった翌朝にユーザがAV再生装置10の電源をオンした場合など、旅行に関連する広告を表示するというように図6Dに示されるような旅行会社の広告が表示されてもよい。

【0104】

図6Eは、GUIそのものが、広告のデザインで表示される表示態様の一例である。当該表示態様の一例では、スライドバー25が広告24のデザインで表示される。

【0105】

図6Fは、広告23とスライドバー25とが隣接して表示され、広告23のスライドバー25に近接する部分にグラデーションが施された表示態様の一例である。広告23のグラデーション処理は、AV再生装置10で実施してもよいし、広告データサーバ51~53で予めグラデーション処理を実施して送信してきてもよい。

10

【0106】

図6Fの例では、広告23がスライドバー25の上方に隣接して表示され、広告23の下方の部分にグラデーションが施されており、広告23のグラデーション部分の透明度を0%から100%まで徐々に変化させることにより、当該部分において広告23をフェードアウトさせている。広告23とスライドバー25とは上下が逆でもよく、その場合、広告23の上方の部分がスライドバー25に向かってフェードアウトされる。

【0107】

また、図示はしていないが、広告23とスライドバー25とは互いの一部がオーバーラップしていてもよく、その場合、オーバーラップしている領域において、広告23のイメージとスライドバー25のイメージとが徐々に切り替わるようにブレンドしたイメージを表示してもよい。

20

【0108】

広告23のスライドバー25に近接する部分にグラデーションを施すことによって、広告23とスライドバー25との境界がわかりにくくなるので、広告23のデザインとスライドバー25のデザインとを一体化させたい場合や、広告23のスライドバー25に隣接する部分がスライドバー25の見易さを損なわないようにするために役立つ。このことは、広告23とスライドバー25とが左右や斜め方向に隣接する場合にも同様に成り立つ。

【0109】

広告データサーバ51~53で予めグラデーション処理を実施して送信する場合は、AV再生装置10はグラデーション処理が施された部分に隣接してスライドバー25を表示する。この場合、広告データサーバ51~53は、広告とスライドバー25の配置情報や広告のグラデーション部分に関する情報(グラデーションの位置、グラデーション部分の透明度など)を広告スクリプトに挿入して送信してもよいし、広告データサーバ51~53とAV再生装置10の間で、広告とスライドバー25の表示位置関係を事前に決定しておいてもよい。広告データサーバ51~53で広告にグラデーション処理を行う場合は、AV再生装置10での処理を軽減できる、広告効果を損なわないグラデーション処理を行うことができるという効果がある。

30

【0110】

その他に、図示はされていないが、ユーザがボリュームを上げるほど、広告が大きく表示されてもよい。逆に、ボリュームを下げた場合に広告を大きく表示してもよい。あるいはミュート設定にした場合、ユーザは映像コンテンツの視聴を中断している可能性があるため、このような場合には広告が見やすくなるよう、広告を大きく表示してもよい。また、GUIが表示されるが、広告が表示されない場合があってもよい。

40

【0111】

また、広告は、アニメーションによって表示されてもよい。例えば、広告23は、自動車の車輪が回転するアニメーションであり、広告24は、航空機が離陸して飛び去るアニメーションであってもよい。さらには、GUIが表示されずに、ボリュームを上げるほど、広告が画面上をより右側の位置に移動する、また、ボリュームを下れば広告が画面上をより左側の位置に移動するというように、広告の表示領域を移動させても構わない。こ

50

のように、広告自体に対してアニメーションさせてもよく、また、広告の表示領域が画面上を自由に移動するようにアニメーションさせても構わない。

【0112】

また、例えば電源オンのように、表示されるべきGUIも再生中のAVコンテンツもない操作に対応する広告は、画面全体に表示してもよい。

【0113】

(広告ダウンロード動作)

次に、広告スクリプト及び広告データをダウンロードして広告ストレージ12に保持する広告ダウンロード動作について説明する。

【0114】

図7は、広告ダウンロード動作の一例を示すシーケンスチャートである。広告ダウンロード動作は、AV再生装置10がインターネット60に接続されている間に随時行われる。

【0115】

広告ダウンローダ11は、例えば、AV再生装置10で維持されている現在日時を参照することにより、予め定められた日時に、又は予め定められた時間間隔で、広告ダウンロード動作を開始する。

【0116】

広告ダウンローダ11は、広告スクリプトのダウンロードに先立って、広告スクリプトサーバ40から構成検査スクリプトをダウンロードする(S31、S32)。ここで、構成検査スクリプトは、AV再生装置10の表示能力を判定するためのプログラムの一例である。構成検査スクリプトは、例えば、広告の再生能力に関するAV再生装置10の構成情報を取得するためのスクリプトであってもよい。広告ダウンローダ11は、ダウンロードした構成検査スクリプトを実行することにより、広告の再生能力に関するAV再生装置10の構成情報を取得する(S33)。

【0117】

広告ダウンローダ11は、取得された構成情報を広告スクリプトサーバ40に通知する(S41)。広告スクリプトサーバ40は、通知された構成情報に応じた広告スクリプトを、広告ダウンローダ11に送信する(S42)。広告ダウンローダ11は、広告スクリプトサーバ40から広告スクリプトを受信し、受信された広告スクリプトを広告ストレージ12に格納する(S43)。

【0118】

広告ダウンローダ11は、広告スクリプトに記述されていて、かつ広告ストレージ12に保持されていない広告データがあれば(S44でYES)、広告スクリプトに記述されているURLに基づいて当該広告データをダウンロードし(S45、S46)、ダウンロードされた広告データを広告ストレージ12に格納する(S47)。

【0119】

(AV再生装置の構成情報)

図8は、構成検査スクリプトの実行によって取得されるAV再生装置10の構成情報の一例を示す図である。

【0120】

図8には、ハードウェアスペックとしての中央処理装置(CPU)のモデル番号、グラフィック処理装置(GPU)のモデル番号、表示解像度、及び視差3D表示の可否、並びに、コーデックの有無、アプリケーションインターフェース(API)の有無といった、広告の再生能力に関するAV再生装置10の構成情報の一例が示されている。

【0121】

なお、図8に示された情報のうちのいくつかは独立していない場合があるため、AV再生装置10の広告の再生能力を表すために、図8に示された全ての情報が必要であるとは限らない。

【0122】

10

20

30

40

50

広告ダウンロード１１がこのような構成情報を広告スクリプトサーバ４０に通知することによって、広告スクリプトサーバ４０は、予め用意された複数の広告スクリプトの中からＡＶ再生装置１０で好適に再生できる広告データのみが記述された広告スクリプトを選んで、ＡＶ再生装置１０に提供する。

【０１２３】

また、広告スクリプトサーバ４０は、ＡＶ再生装置１０に適した広告スクリプトの生成を行ってもよい。例えば、画像やビデオを広告データサーバ５１～５３から取得するようにした記述と、アニメーションは広告スクリプトサーバ４０内に用意されているアニメーション用のスクリプトから選択した記述と、これらの記述を組み合わせることでスクリプトを生成して、ＡＶ再生装置１０に対して送信してもよい。

10

【０１２４】

このようにすることで、広告のアニメーションの効果は同じでも、表示されている広告の内容を変更することが容易にできる。

【０１２５】

ＡＶ再生装置１０に適した広告スクリプトの生成の例として、ＡＶ再生装置１０の機種情報をもとに、当該ＡＶ再生装置１０に相応しい周辺装置に関連した広告が提供されている広告データサーバを選択するように、広告スクリプトを構成することができる。

【０１２６】

また、現在時刻に応じて、広告データサーバを選択することも可能となる。

【０１２７】

つまり、所定の製造会社の広告を選択的に表示したり、また、制限したりすることができる。例えば、子供が視聴していることが想定されている時間帯には、アルコール類の広告を制限したりするようなことなどである。

20

【０１２８】

なお、構成検査スクリプトのダウンロードと構成情報の取得（図７のＳ３１～Ｓ３３）は、広告スクリプトをダウンロードする都度行われる必要はなく、広告スクリプトのダウンロードよりも低い頻度で行われてもよい。その場合、取得された構成情報は、例えば広告ストレージ１２に保持され、広告スクリプトサーバ４０には、広告ストレージ１２に保持されている構成情報が通知されてもよい。

【０１２９】

30

（まとめ）

ＡＶ再生装置１０及び広告提示システム１によれば、次に述べるような多くの効果が得られる。

【０１３０】

広告スクリプトに記述された広告データ及び表示態様に基づいて広告の再生が行われるので、広告スクリプトを入れ替えるという極めて単純な操作で、広告スクリプトの配給者が意図した多様な広告の提示が可能になる。

【０１３１】

広告スクリプト及び広告データのそれぞれに有効期間が設定されるので、広告スクリプト及び広告データを予めダウンロードしておいて広告表示の遅延を短縮すると同時に、いつまでも古い広告が表示されるといった広告の効果を損なう不都合が回避できる。広告スクリプト及び広告データを予めダウンロードしておくことで、特に、電源オン直後など、インターネット接続が確立していない状態での広告表示が可能になる効果も得られる。

40

【０１３２】

広告スクリプトの記述に応じて、広告の表示態様、例えば、位置、色、大きさ、表示時間、頻度などが柔軟に制御できるので、多様性及び興味性に富んだ態様でユーザに広告を提示し、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【０１３３】

このような表示態様の変更は、ユーザ操作の種類ごと、時間帯ごとに行われ、また、所

50

定の頻度で広告が提示されない場合を設けることもできるので、例えば、ゴールデンタイムにおけるテレビ視聴時の広告表示や、ボリューム操作などの頻繁に行われる操作における広告表示の頻度の調整により、広告表示がユーザに与える煩雑感を軽減するとともに、広告が表示されない意外性を演出することができる。

【0134】

GUIの表示態様、例えば、位置、色、デザインなど、を広告の表示態様に応じて変更することができるので、例えば、広告の色にあわせてスライダーの色を変更することで、広告表示の多様性及び興趣性をさらに高め、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を軽減することが可能になる。さらに、例えば、広告主のコーポレートカラーに合わせてスライダーの色を変更する等、広告の内容に合わせて、GUIの表示態様を変更することにより、さらに広告の効果を高めることもできる。

10

【0135】

また、AV再生装置が自らの広告の再生能力に係る構成情報を広告スクリプトサーバに通知することで、広告スクリプトサーバは、AV再生装置に、当該AV再生装置が好適に再生できる広告データを再生するための広告スクリプトを選択的に提供できる。

【0136】

例えば、構成情報によって、AV再生装置10において視差3D表示が利用可能であることが示される場合、AV再生装置10には、広告データとして視差3D表示に対応した画像を指定した広告スクリプトが提供され、他方、構成情報によって、AV再生装置10において視差3D表示が利用可能でないことが示される場合、AV再生装置10には、

20

【0137】

通常の2D画像を指定した広告スクリプトが提供される。その結果、AV再生装置は、適切な広告データをダウンロードするための煩雑な判断処理を自ら行うことなく、広告スクリプトサーバによって選択されダウンロードされた広告スクリプトに基づいて、最適な広告効果が得られる広告再生を行うことができる。

【0138】

特に、民生用電子機器としてのAV再生装置では、例えば、プラットフォームのコストを最適化する観点から、再生可能な広告データの種類が機種によって様々に制限されている場合があり得る。そのような場合に、AV再生装置自身が、多数の広告データサーバから、自らが再生可能な広告データを適切に選択してダウンロードすることは極めて煩雑である。このような煩雑さは、構成情報に応じた広告スクリプトを選択的に提供する広告スクリプトサーバによって一元的に解消される。

30

【0139】

AV再生装置自身は、広告スクリプトを一元的に管理する広告スクリプトサーバのみと通信を行うことで、広告スクリプトをダウンロードすることができる。そして、ダウンロードした広告スクリプトを解釈して、広告データサーバと通信を行い、AV再生装置は適宜必要な広告再生を行うことができる。

【0140】

以上説明したように、AV再生装置10及び広告提示システム1によれば、広告の提示を適応的かつ柔軟に制御できる映像表示装置及び広告提示システムが提供される。

40

【産業上の利用可能性】

【0141】

本発明は、民生用電子機器において広告を再生するシステムに広く利用できる。

【符号の説明】

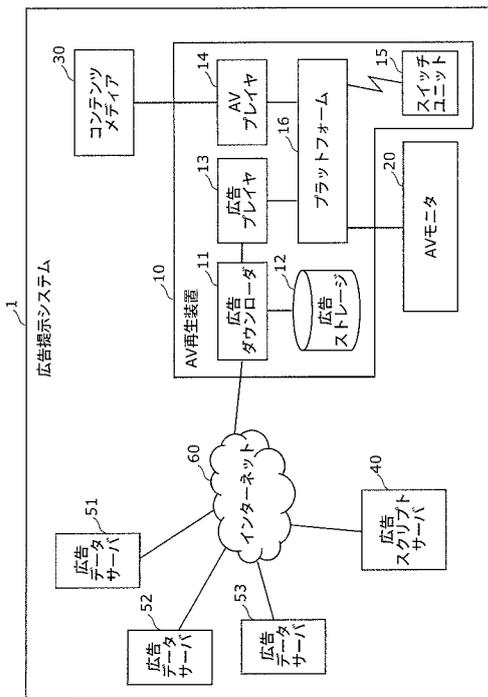
【0142】

- 1 広告提示システム
- 10 AV再生装置
- 11 広告ダウンローダ
- 12 広告ストレージ
- 13 広告プレイヤー

50

- 14 AVプレイヤー
- 15 スイッチユニット
- 16 プラットフォーム
- 20 AVモニタ
- 21 テレビ映像
- 22、25 スライダーバー
- 23、24 広告
- 30 コンテンツメディア
- 40 広告スクリプトサーバ
- 51 ~ 53 広告データサーバ
- 60 インターネット

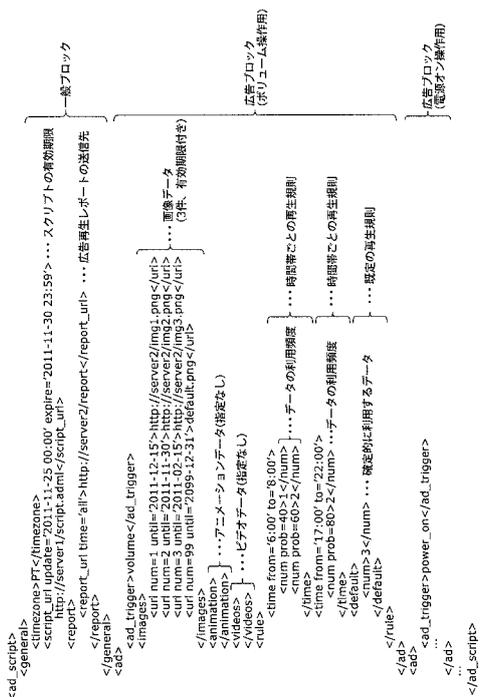
【 図 1 】



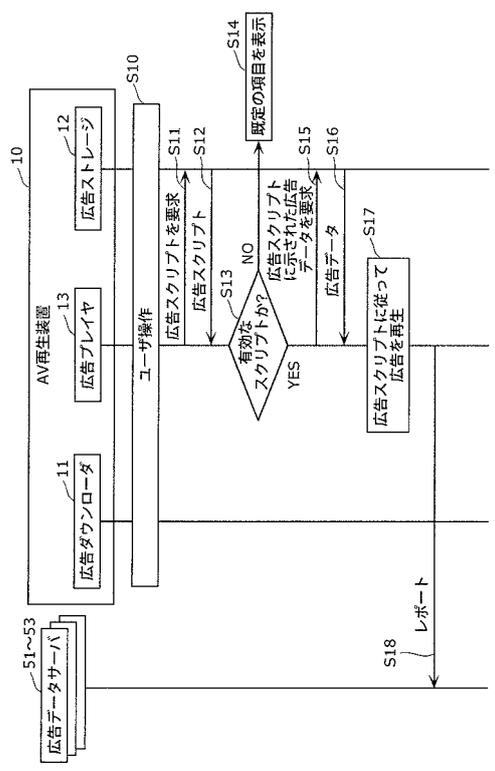
【 図 2 】

ファイル名(URLに対応)	ファイル内容
//server1/script.adml	広告スクリプト
//server2/img1.png	画像
⋮	⋮
//server2/anim1.js	アニメーション
⋮	⋮
//server2/video1.mpg	ビデオ
⋮	⋮
default.png	デフォルト用

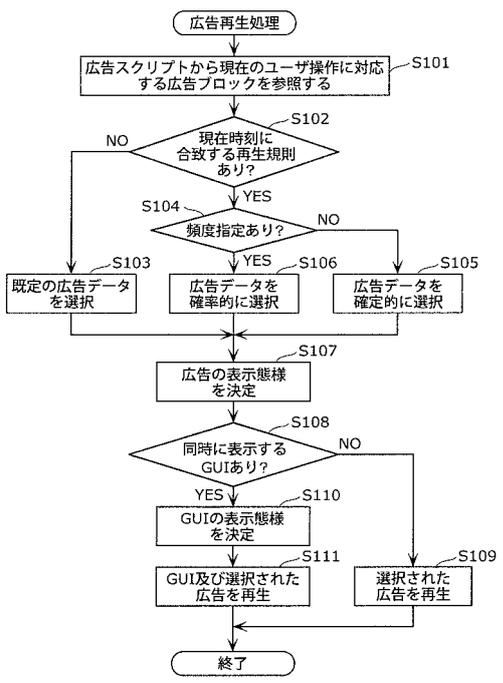
【 図 3 】



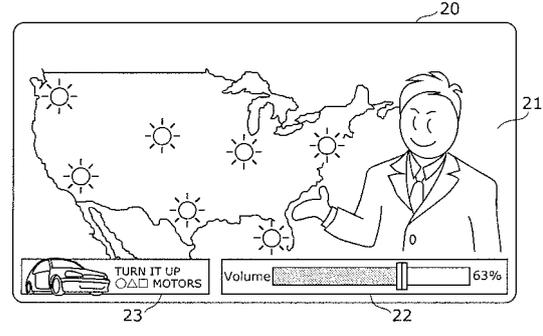
【 図 4 】



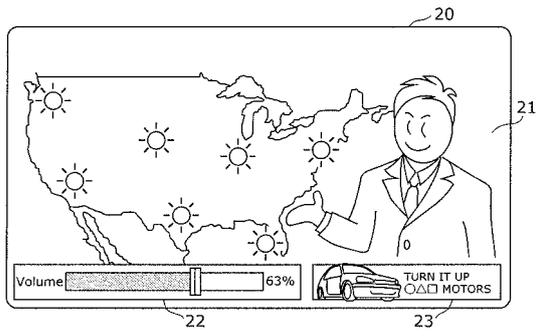
【 図 5 】



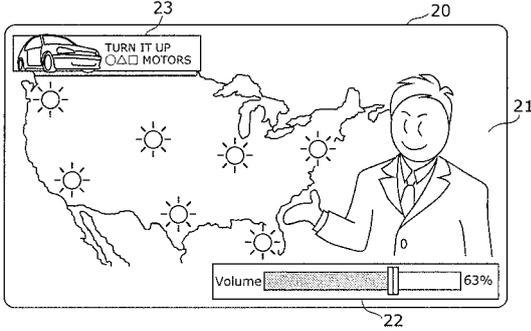
【 図 6 A 】



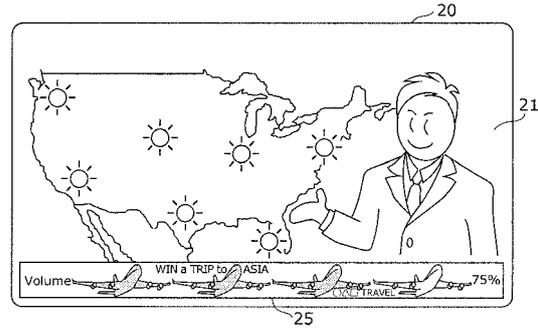
【 図 6 B 】



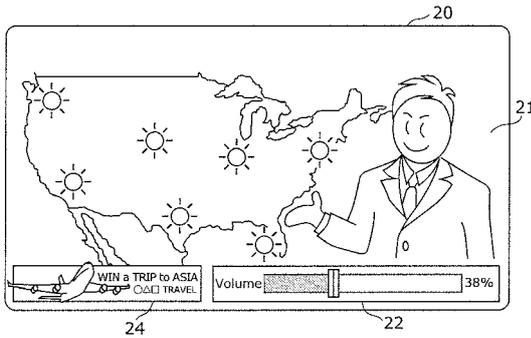
【図6C】



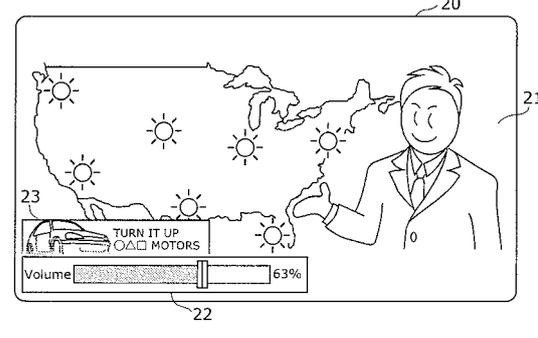
【図6E】



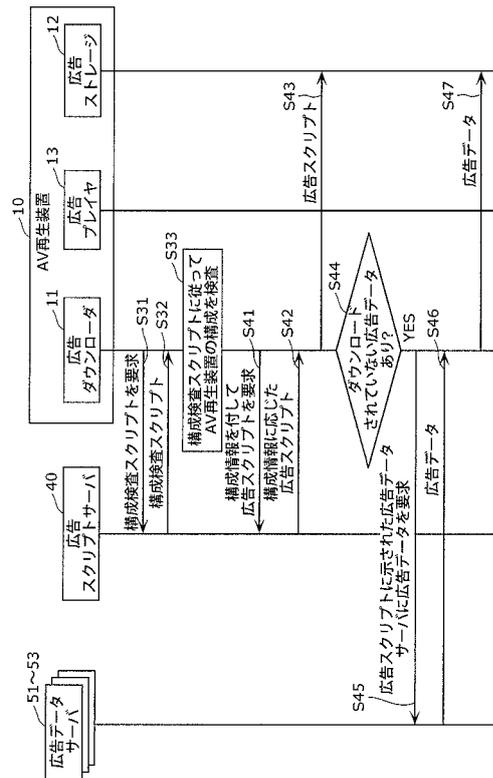
【図6D】



【図6F】



【図7】



【図8】

項目	属性又は利用可否
CPU	model番号
GPU	model番号
表示解像度	1920×1080
視差3D表示	YES
codec1	YES
codec2	NO
⋮	⋮
api1	NO
api2	YES
⋮	⋮

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月1日(2014.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、映像表示装置、映像表示方法、及びプログラムに関し、特に広告の提示を適応的かつ柔軟に制御する技術に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、機器を操作するためのグラフィカルユーザインタフェース(GUI)とともに広告を表示するための映像信号を出力する放送受信装置が知られている。

【0003】

例えば、特許文献1は、広告データを含んだ各種メニューデータ(例えば、ボリュームメニューなどのGUI)を、放送波から受信して装置内のストレージに蓄積しておき、ユーザがメニューを表示させる操作(例えば、ボリューム操作)を行うと、広告データを含んだメニューを表示するための映像信号を出力する放送受信装置を開示している。

【0004】

前記メニューデータにはバージョン番号が付されており、前記放送受信装置は、受信したメニューデータが新しいバージョンを示すときには、ストレージに蓄積されているメニューデータを更新することにより、広告データを入れ替える。

【0005】

このように構成された放送受信装置によって、番組の合間に放送されるコマーシャル映像のみならず、ユーザが機器を操作したときにも広告が表示され、さらには表示される広告を随時入れ替えできるので、広告ビジネスのチャンスを広げることができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2002-101360号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、前述したような広告表示は今後様々な映像表示装置において広く行われると想定されることから、個々の映像表示装置に適応的に広告を供給する技術や、多様性、興趣性に富んだ柔軟な態様で広告を提示するための技術など、従来に増して広告の効果を高めるための技術が求められる。

【0008】

本発明は、上記の事情に鑑みてなされたものであり、広告の提示を適応的かつ柔軟に制御できる映像表示装置、映像表示方法、及びプログラムの提供を目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0009】

上記目的を達成するために、本発明の一態様に係る映像表示装置は、画面に表示させるための広告を保持する記憶部と、ユーザの操作を受け付ける入力部と、前記入力部が受け付けた前記操作に関連したグラフィカル・ユーザ・インタフェース(GUI)がある場合に、前記GUIを操作メニューとして前記画面に表示させるGUI制御部と、前記GUI制御部による前記操作メニューの表示又は前記入力部による前記操作の受け付けに同期

して、前記操作メニュー又は前記操作に関連した広告を前記記憶部から取得して前記画面に表示させる広告再生部とを備える。

【発明の効果】

【0010】

本発明の映像表示装置によれば、表示態様情報に基づいて広告を再生することができるので、多様性、興趣性に富んだ柔軟な態様で広告を提示することが可能になり、その結果、従来に増して広告の効果を高めることができる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】図1は、実施の形態における広告提示システムの構成の一例を示す機能ブロック図である。

【図2】図2は、実施の形態における広告ストレージの内容の一例を示す図である。

【図3】図3は、実施の形態における広告スクリプトの内容の一例を示す図である。

【図4】図4は、実施の形態におけるユーザ操作時の広告表示動作の一例を示すシーケンスチャートである。

【図5】図5は、実施の形態における広告表示処理の詳細な一例を示すフローチャートである。

【図6A】図6Aは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6B】図6Bは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6C】図6Cは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6D】図6Dは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6E】図6Eは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図6F】図6Fは、実施の形態におけるボリューム操作時に表示される広告の一例を示す図である。

【図7】図7は、実施の形態における広告ダウンロード動作の一例を示すシーケンスチャートである。

【図8】図8は、実施の形態における映像表示装置の構成情報の一例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0012】

本発明の1つの態様における映像表示装置は、画面に表示させるための広告を保持する記憶部と、ユーザの操作を受け付ける入力部と、前記入力部が受け付けた前記操作に関連したグラフィカル・ユーザ・インターフェイス(GUI)がある場合に、前記GUIを操作メニューとして前記画面に表示させるGUI制御部と、前記GUI制御部による前記操作メニューの表示又は前記入力部による前記操作の受け付けに同期して、前記操作メニュー又は前記操作に関連した広告を前記記憶部から取得して前記画面に表示させる広告再生部とを備える。

【0013】

また、前記記憶部は、前記広告の表示態様を規定した表示態様情報も保持し、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記記憶部に保持された広告を前記画面に表示させてもよい。

【0014】

このような構成によれば、多様性、興趣性に富んだ柔軟な態様で広告を提示することが可能になり、その結果、従来に増して広告の効果を高めることができる。

【0015】

また、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記操作

メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示することと、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けが行われても前記広告を表示しないこととを選択的に行ってもよい。

【0016】

このような構成によれば、広告の表示頻度が低減されることで広告表示がユーザに与える煩雑感を軽減するとともに、広告が表示されない意外性を演出することができる。

【0017】

また、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示する確率又は前記広告を表示している時間を、ランダムに、又は、時間帯に依存して、変更してもよい。

【0018】

このような構成によれば、ランダムに、又は、時間帯に依存して、広告の表示態様が変更されるので、多様性に富んだ態様でユーザに広告を提示し、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【0019】

また、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、過去に前記広告を表示した前記画面上の位置とは異なる位置に、前記広告を表示させてもよい。

【0020】

このような構成によれば、過去に広告を表示した位置とは異なる位置に広告が表示されるので、ユーザの目をひき、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【0021】

また、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、前記画面上における前記操作メニューに対応づけられた第1の位置に前記広告を表示することと、前記画面上における前記操作メニューに対応づけられた第2の位置に前記広告を表示することとを切り替えてもよい。

【0022】

このような構成によれば、少なくとも操作メニューに対応付けられた2つの位置の何れかに広告を表示できるので、ユーザの目をひき、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【0023】

また、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、前記画面上における前記操作メニューに隣接して前記広告を表示させ、前記広告の前記操作メニューに近接する部分にグラデーションを施してもよい。

【0024】

このような構成によれば、前記広告と前記操作メニューとの境界がわかりにくくなるので、前記広告のデザインと前記操作メニューのデザインとを一体化させたい場合や、前記広告の前記操作メニューに隣接する部分が前記操作メニューの見易さを損なわないようにするために役立つ。

【0025】

また、前記GUI制御部は、前記広告再生部によって表示される広告の色味及び広告の内容のうち少なくとも一方に合わせて、前記操作メニューの色を変えてもよい。

【0026】

このような構成によれば、表示される広告の色味及び広告の内容のうち少なくとも一方に合わせて操作メニューの色が変更されるので、広告表示の多様性及び興味性をさらに高め、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を軽減することが可能になる。

【0027】

また、前記GUI制御部は、さらに、前記ユーザの操作に応じて、前記操作メニューの

表示態様を変化させ、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示態様の変化に対応させて、表示している前記広告の表示態様を変化させさせてもよい。

【0028】

また、前記操作メニューは、前記映像表示装置が出力する音量を制御するためのスライダーであり、前記操作は、前記スライダーにおけるスライダの移動指示であってもよい。

【0029】

このような構成によれば、操作メニューの表示態様の変化とともに広告の表示態様の変化が生じるので、興趣性に富んだ態様で広告を提示することが可能になり、その結果、従来に増して広告の効果を高めることができる。

【0030】

また、前記映像表示装置は、さらに、さらに、前記映像表示装置と通信ネットワークを介して接続されたサーバ装置から、前記広告再生部によって表示される広告を予めダウンロードして前記記憶部に格納しておくダウンロード部を備えてもよい。

【0031】

このような構成によれば、表示される広告が予めダウンロードされているので、広告表示の遅延を短縮できる。

【0032】

また、前記入力部が前記操作として電源投入操作を受け付けた場合に、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された広告を前記画面に表示してもよい。

【0033】

このような構成によれば、電源が投入された直後において通信ネットワークとの接続が確立していない状態での広告表示が可能になる。

【0034】

また、前記表示態様情報には、広告の表示期限を示す期限情報が含まれ、前記広告再生部は、前記期限情報に基づいて、広告を表示させてもよい。

【0035】

このような構成によれば、いつまでも古い広告が表示されるといった広告の効果を損なう不都合が回避できる。

【0036】

また、前記記憶部は、さらに、デフォルト用の広告として予め定められた広告を保持し、前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けが前記期限情報で示される期限内でないと判断した場合には、前記記憶部に保持されたデフォルト用の広告を表示させてもよい。

【0037】

このような構成によれば、ダウンロードされた広告の表示期限が切れているために何も表示されないという不都合が回避できる。

【0038】

また、前記表示態様情報には、広告の表示時間帯を示す時間帯情報が含まれ、前記広告再生部は、前記時間帯情報に基づいて、広告を表示させてもよい。

【0039】

このような構成によれば、時間帯に依存して表示される広告が変更されるので、多様性に富んだ態様でユーザに広告を提示し、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【0040】

なお、これらの全般的又は具体的な態様は、システム、方法、集積回路、コンピュータプログラム、又は記録媒体で実現されてもよく、システム、方法、集積回路、コンピュータプログラム、及び記録媒体の任意な組み合わせで実現されてもよい。

【0041】

(実施の形態)

以下、本発明の一態様に係る映像表示装置について、図面を参照しながら説明する。

【0042】

なお、以下で説明する実施の形態は、いずれも本発明の一具体例を示すものである。以下の実施の形態で示される数値、形状、材料、構成要素、構成要素の配置位置及び接続形態、ステップ、ステップの順序などは、一例であり、本発明を限定する主旨ではない。また、以下の実施の形態における構成要素のうち、最上位概念を示す独立請求項に記載されていない構成要素については、任意の構成要素として説明される。

【0043】

(広告提示システム)

図1は、実施の形態に係る広告提示システムの構成の一例を示す機能ブロック図である。

【0044】

広告提示システム1は、映像音声(AV)再生装置10に対するユーザ操作に同期して広告を提示するシステムであり、AV再生装置10、AVモニタ20、コンテンツメディア30、広告スクリプトサーバ40、及び広告データサーバ51~53、及びインターネット60から構成される。

【0045】

ここで、AV再生装置10が映像表示装置の一例であり、AVモニタ20が画面の一例であり、広告データサーバ51~53が複数のサーバ装置の一例であり、インターネット60が通信ネットワークの一例である。

【0046】

AV再生装置10は、コンテンツメディア30から受信したAVコンテンツを再生し、AVモニタ20において画像表示及び音声出力を行う装置であり、AV再生装置10に対するユーザ操作と同期して、AVモニタ20に広告を表示するように構成されている。

【0047】

AVモニタ20は、映像表示及び音声出力を行う装置であり、例えば、液晶表示装置、プラズマ表示装置、有機EL表示装置、又はビデオプロジェクタ、及びラウドスピーカなどで構成される。AVモニタ20は、AV再生装置10と一体に設けられてもよく、別体で設けられてもよい。AVモニタ20は、視差による3D映像を表示可能な表示装置であってもよい。

【0048】

コンテンツメディア30は、AVコンテンツを担持可能なメディアであり、その具体的な種類は限定されない。コンテンツメディア30には、AVコンテンツを担持できるあらゆるメディア、例えば、放送チャンネル、通信回線、ハードディスク、光ディスク、及び半導体メモリなど、が含まれる。そのため、AV再生装置10には、コンテンツメディア30からAVコンテンツを取得して再生するあらゆる民生用電子機器(CE)、例えば、地上テレビジョンレシーバ、衛星テレビジョンレシーバ、ケーブルテレビジョンレシーバ、インターネットテレビジョンレシーバ、ハードディスクビデオレコーダプレイヤー、Digital Versatile Disk(DVD)プレイヤー、Blu-Rayディスクプレイヤー、及びデジタルメディアフレームなど、が含まれる。

【0049】

広告スクリプトサーバ40は、インターネット60に接続されているサーバであり、広告の表示態様を規定した広告スクリプトを保持している。ここで、広告スクリプトが表示態様情報の一例である。図3には、広告スクリプトの一例を示している。

【0050】

広告データサーバ51~53は、インターネット60に接続されているサーバであり、広告の本体的な内容である画像、アニメーション、ビデオなどを表す広告データを保持している。広告データサーバ51~53は、例えば、複数の広告会社のそれぞれに対応する広告データを保持してもよい。

【0051】

広告スクリプトサーバ４０に保持されている広告スクリプト、及び広告データサーバ５１～５３に保持されている広告データは、インターネット６０を介して、ＡＶ再生装置１０にダウンロードされる。広告スクリプトサーバ４０は、ＡＶ再生装置１０からの要求に応じて、必要に応じて、広告スクリプト中に広告データを取得すべき広告データサーバ５１～５３のアドレスを記載する。

【００５２】

インターネット６０は、ＡＶ再生装置１０と、広告スクリプトサーバ４０及び広告データサーバ５１～５３の各々とを双方向に接続する。

【００５３】

(ＡＶ再生装置)

ＡＶ再生装置１０について、詳細に説明する。

【００５４】

図１に示されるように、ＡＶ再生装置１０は、広告ダウンロード１１、広告ストレージ１２、広告プレイヤー１３、ＡＶプレイヤー１４、スイッチユニット１５、及びプラットフォーム１６から構成される。

【００５５】

広告ダウンロード１１は、広告スクリプト及び広告データのダウンロードである。広告ダウンロード１１は、インターネット６０を介して、広告スクリプトサーバ４０及び広告データサーバ５１～５３から広告スクリプト及び広告データをそれぞれダウンロードし、広告ストレージ１２に格納する。広告ダウンロード１１は、インターネット６０にアクセスするためのネットワークアダプタを有してもよい。ここで、広告ダウンロード１１が、ダウンロード部の一例である。

【００５６】

広告ストレージ１２は、ダウンロードされた広告スクリプト及び広告データを保持する記憶装置である。広告ストレージ１２は、例えば、ハードディスクドライブ、半導体メモリドライブなどで構成されてもよい。

【００５７】

広告プレイヤー１３は、広告スクリプトを解釈して実行し、広告を表示するレンダラである。広告プレイヤー１３は、プラットフォーム１６から起動され、広告スクリプトの記述に基づいて、画像、アニメーション、ビデオなどの広告データをデコード及び実行する。広告プレイヤー１３は、画像、ビデオのコーデック、及びアニメーションのインタプリタを用いて、広告データのデコード及び実行を行う。また、広告プレイヤー１３は、ダウンロードした広告スクリプトのみならず、プラットフォーム１６に含まれる画像、映像のコーデック、及びアニメーションのインタプリタを利用して、広告データをデコード及び実行してもよい。ここで、広告プレイヤー１３が、広告再生部の一例である。

【００５８】

ＡＶプレイヤー１４は、ＡＶコンテンツのデコーダである。ＡＶプレイヤー１４は、コンテンツメディア３０からＡＶコンテンツを取得し、取得したＡＶコンテンツを再生する。ＡＶプレイヤー１４は、ＡＶコンテンツを取得するための、コンテンツメディア３０の種類に応じた構成、例えば、テレビジョンチューナ、ネットワークアダプタ、ハードディスクドライブ、光ディスクドライブ、ディスクアダプタなど、を有してもよい。ＡＶプレイヤー１４は、プラットフォーム１６に含まれる画像、音声のコーデックを利用して、ＡＶコンテンツをデコードしてもよい。

【００５９】

スイッチユニット１５は、ユーザ操作を受け付けるインタフェースである。スイッチユニット１５は、例えば、赤外線リモコンであってもよい。スイッチユニット１５は、ＡＶ再生装置１０に対するユーザ操作、例えば、ＡＶ再生装置１０の電源のオンオフ、ボリューム操作など、をユーザから受け付け、受け付けた操作の内容をプラットフォーム１６に通知する。ここで、スイッチユニット１５は、入力部の一例である。

【００６０】

プラットフォーム16は、AV再生装置10における基本的な機能を提供する構成の総称である。プラットフォーム16には、中央処理装置(CPU)、グラフィック処理装置(GPU)、Random Access Memory(RAM)、Read Only Memory(ROM)などのハードウェア、並びに、AV再生装置10全体のコントローラ、音声、画像及びビデオのコーデック、アニメーションのインタプリタなどのミドルウェアが含まれる。

【0061】

プラットフォーム16は、スイッチユニット15から通知されるユーザ操作に応じて、AV再生装置10の全体を制御する。

【0062】

プラットフォーム16は、スイッチユニット15からユーザ操作が通知されると、広告プレイヤー13に対して広告の再生を指示するとともに、ユーザ操作の種類に応じたGUI(例えば、ユーザ操作がボリューム操作であれば音量を制御するためのスライダー)を生成する。そして、広告プレイヤー13で再生された広告と、生成されたGUIとを合成する。AVプレイヤー14によるAVコンテンツの再生中には、合成された広告及びGUIは、さらに再生中のAVコンテンツの映像に合成される。ここで、GUIが操作メニューの一例である。

【0063】

プラットフォーム16は、合成された広告、GUI、及びAVコンテンツを表すAV信号を生成し、AVモニタ20に出力する。ここで、プラットフォーム16は、GUI制御部の一例である。

【0064】

上述した広告ダウンロード11、広告プレイヤー13、AVプレイヤー14、及びプラットフォーム16に含まれるミドルウェアは、例えば、CPUがROMに記録されている所定のプログラムを実行することで果たされるソフトウェア機能によって実現されてもよく、また集積回路装置などのハードウェアによって実現されてもよい。また、ミドルウェア自体を外部のサーバからダウンロードしても構わない。

【0065】

(広告ストレージ)

図2は、広告ストレージ12に保持されている広告スクリプト及び広告データの一例を示す図である。

【0066】

広告ストレージ12には、例えば図2に示されるように、ダウンロードされた広告スクリプト及び広告データが、インターネット60上のアドレスを表すUniform Resource Locator(URL)と一対一に対応する名前のファイルとして保持される。

【0067】

広告スクリプトは、広告データのURL、及びユーザ操作の種類ごとに広告の再生規則を記述したスクリプトである。

【0068】

広告データは、広告の本体的な内容である画像、アニメーション、ビデオなどを表すデータであり、例えば、Portable Network Graphics(PNG)、Joint Photographic Experts Group(JPEG)などの形式の画像データ、JavaScript(登録商標)言語(JS)、Flash(SWF)などで記述されたアニメーションデータ、Moving Picture Experts Group(MPEG)、QuickTime Movie(MOV)などの形式のビデオデータである。広告データには、デフォルト用の広告データが含まれてもよい。

【0069】

(広告スクリプト)

図3は、広告スクリプトの一例を示す図である。

【0070】

広告スクリプトは、例えば図3に示されるように、一般ブロックと、ユーザ操作の種類に対応付けられた1つ以上の広告ブロックとから構成される。

【0071】

一般ブロックには、広告スクリプトの有効期限、広告再生レポートの送信先が記述される。

【0072】

各広告ブロックには、対応するユーザ操作の種類、広告データのURL、時間帯ごとの広告の再生規則が記述される。再生規則には、例えば表示すべき広告データとその利用頻度とが記述される。

【0073】

図3に示される広告スクリプトにおけるいくつかの記述内容について説明する。

【0074】

一般ブロックでは、この広告スクリプトが2011年11月30日の23時59分まで有効であること、広告再生レポートがhttp://server2/report宛てに送信されることが記述されている。

【0075】

ボリューム操作に対応する広告ブロックでは、3つの画像データhttp://server2/img1.png、http://server2/img2.png、http://server2/img3.pngが指定される。各画像データには個別の有効期限が記述されている。有効期限が切れた画像データ(例えば、既に終了している期間限定セールスの広告など)は利用対象から除外される。そして、時間帯ごとの再生規則として、6時00分から8時00分までは、img1.pngが40%、img2.pngが60%の頻度で利用されること、17時00分から22時00分までは、img2.pngが80%の頻度で利用されること(これは、20%の頻度で広告が表示されないことを意味する)が記述され、その他の時間帯には、既定の再生規則としてimg3.pngが確定的に利用されることが記述されている。

【0076】

後続する電源オン操作に対応する広告ブロックも同様に記述される(詳細は省略)。

【0077】

以下では、広告ストレージ12に保持されている広告スクリプト及び広告データを用いた広告再生動作について説明する。

【0078】

(広告再生動作)

図4は、広告再生動作の一例を示すシーケンスチャートである。当該広告再生動作は、AV再生装置10が、ユーザからAV再生装置10に対する操作を受け付けたときに行われる。

【0079】

プラットフォーム16は、ユーザ操作を受け付けると(S10)、広告プレイヤー13に対して、当該ユーザ操作に対応した広告の再生を指示する。広告の再生を指示された広告プレイヤー13は、広告ストレージ12から広告スクリプトを読み出す(S11、S12)。広告スクリプトが既に読み出されている場合、再度の読み出しは省略されてもよい。

【0080】

広告プレイヤー13は、広告スクリプトが有効か否かを判断し(S13)、広告スクリプトが有効でなければ(S13でNO)、既定の項目を表示する(S14)。広告スクリプトが有効か否かの判断は、例えば、広告スクリプトの一般ブロックに記述されている有効期限と、AV再生装置10で維持されている現在日時との比較により行われる。

【0081】

広告スクリプトが有効であれば(S13でYES)、広告プレイヤー13は、広告スクリ

プトの、現在のユーザ操作に対応する広告ブロックに記述されている広告データを広告ストレージ12から読み出し(S15、S16)、当該広告ブロックに記述されている再生規則に基づいて広告を再生する(S17)。広告プレイヤー13は、広告の再生が完了すると、広告データサーバ51~53のうち、再生に利用した広告データをダウンロードした広告データサーバに、広告再生レポートを送信する(S18)。

【0082】

(広告再生処理の詳細)

図5は、広告プレイヤー13によって実行される広告再生処理の詳細な一例を示すフローチャートである。

【0083】

広告プレイヤー13は、広告スクリプトから、現在のユーザ操作の種類に対応する広告ブロックを参照する(S101)。参照した広告ブロックの中に、現在時刻に合致する時間帯の再生規則が記述されていない場合(S102でNO)、既定の再生規則に記述された広告データを選択する(S103)。

【0084】

現在時刻に合致する時間帯の再生規則が記述されている場合(S102でYES)、次の処理を行う。

【0085】

まず、広告プレイヤー13は、利用する広告データを選択する。広告データの利用頻度が記述されていれば(S104でYES)、記述されている利用頻度に基づいて広告データを確率的に選択する(S106)。当該時間帯の再生規則に記述されている利用頻度の合計が100よりも小さい場合、広告データが選択されず、広告が表示されないことがあり得る。広告データの利用頻度が記述されていなければ(S104でNO)、広告データを確定的に選択する(S105)。

【0086】

広告プレイヤー13は、広告データを、時間帯以外の追加的な情報を用いて選択してもよい。例えば、AVコンテンツ及び広告データのそれぞれに予めカテゴリ情報が付与される場合、広告プレイヤー13は、付与されているカテゴリ情報に基づいて、再生中又は最後に再生されたAVコンテンツと関連する広告データを選択してもよい。カテゴリ情報は、AVコンテンツのシーンごとに付与されてもよく、その場合、関連する広告データはAVコンテンツのシーンごとに選択される。

【0087】

広告データが選択されると、次に、広告プレイヤー13は、広告の表示態様を決定する(S107)。広告の表示態様には、例えば、広告を表示するための位置、色、大きさ、及び表示時間が含まれる。広告の表示態様は、広告データそのものによって表されてもよく、図3に示されるような広告スクリプトに追加的に記述されてもよい(図示省略)。

【0088】

広告プレイヤー13は、広告データそのものによって表される表示態様、又は広告スクリプトに記述される表示態様を、広告の表示態様として決定してもよい。広告プレイヤー13は、予め組み込まれたプログラムに基づいて、広告の表示態様を都度計算で求めてもよい。

【0089】

広告の位置は、固定された位置、例えば画面の左下など、に決定されてもよく、複数の位置、例えば画面の四隅、の中から前回広告が表示された位置とは異なる位置に決定されてもよい。また、GUIに対応付けられた複数の位置のなかから選ばれる1つの位置に決定されてもよい。さらには、広告を表示するたびに、広告とGUIとが入れ替わる表示位置に決定されてもよい。

【0090】

広告の色は、広告データが示す色に決定されてもよく、広告とともに表示されるGUIの色味や、再生中のAVコンテンツの映像の色味に合わせて、広告データに示された色と

は異なる色に決定されてもよい。

【 0 0 9 1 】

広告の大きさは、広告データが示す大きさに決定されてもよく、G U I の表示態様の変更に対応して変更される大きさに決定されてもよい。例えば、ボリュームバーのスライダがより大きな音量を示すほど、より大きな広告が表示されてもよい。また、ボリュームバーで音量を示す部分に相当する部分全体に、広告が表示されても構わない。

【 0 0 9 2 】

広告の表示時間は、固定された時間、例えば 3 秒間など、に決定されてもよく、また所定の範囲、例えば 2 秒から 1 0 秒といった範囲、からランダムに選ばれる時間に決定されてもよい。

【 0 0 9 3 】

次に、例えば電源オン操作のように、現在のユーザ操作の種類に対応して表示されるべき G U I が無い場合 (S 1 0 8 で N O)、広告プレイヤー 1 3 は、選択された広告データを、決定された態様で再生する (S 1 0 9)。

【 0 0 9 4 】

他方、例えばボリューム操作のように、現在のユーザ操作の種類に対応して表示されるべき G U I がある場合 (S 1 0 8 で Y E S)、広告プレイヤー 1 3 は、G U I の表示態様を決定する (S 1 1 0)。G U I の表示態様には、例えば、G U I を表示するための位置、色、及びデザインが含まれる。

【 0 0 9 5 】

G U I の位置は、固定された位置、例えば画面の右下など、に決定されてもよく、広告を表示するたびに、広告の表示位置と G U I の表示位置とが入れ替わるように決定されてもよい。

【 0 0 9 6 】

G U I の色は、固定された色に決定されてもよく、広告の色味に合わせて決定されてもよい。

【 0 0 9 7 】

G U I のデザインは、G U I そのものが広告となるように、広告のデザインに決定されてもよい。

【 0 0 9 8 】

次に、広告プレイヤー 1 3 は、選択された広告データ及び G U I を、決定された表示態様で再生する (S 1 1 1)。

【 0 0 9 9 】

(いくつかの広告の表示態様)

上記のように構成された A V 再生装置 1 0 によって A V モニタ 2 0 に表示される広告のいくつかの態様について説明する。以下の説明では、ユーザがテレビ放送の天気予報を視聴中にボリューム操作を行った場合を想定した例が用いられる。

【 0 1 0 0 】

図 6 A は、広告の表示態様の一例である。当該例では、テレビ映像 2 1 が表示されているときに、ユーザがスイッチユニット 1 5 (赤外線リモコン) のボリュームボタンを押下した場合に、画面の右下に音量を示すスライダー 2 2 が表示され、これと同時に、画面左下に広告 2 3 が表示される。

【 0 1 0 1 】

図 6 B は、広告 2 3 の位置とスライダー 2 2 の位置とが、図 6 A と比べて入れ替わった一例である。図 6 A の表示と図 6 B の表示とを選択的に行うことで、画面上の右下に表示されるスライダー 2 2 に対応づけられた第 1 の位置 (左下) に広告 2 3 を表示することと、前記の左下に生じられるスライダー 2 2 に対応づけられた第 2 の位置 (右下) に広告 2 3 を表示することとを切り替えることができる。

【 0 1 0 2 】

図 6 C は、広告 2 3 の位置が、図 6 A と比べて異なる一例である。図 6 A の表示と図 6

Cの表示とを選択的に行うことで、過去に広告23を表示した画面上の位置(左下)とは異なる位置(左上)に、広告23を表示することができる。

【0103】

図6Dは、広告24が、図6Aの広告23とは異なる一例である。このような広告の変更は、例えば、時間帯に依存して行われてもよく、また、再生されるAVコンテンツ又はAVコンテンツのシーンに関連して行われてもよい。例えば、旅行番組を視聴中にユーザがボリューム操作を行うか、又は旅行番組を見終わった翌朝にユーザがAV再生装置10の電源をオンした場合など、旅行に関連する広告を表示するというように図6Dに示されるような旅行会社の広告が表示されてもよい。

【0104】

図6Eは、GUIそのものが、広告のデザインで表示される表示態様の一例である。当該表示態様の一例では、スライダー25が広告24のデザインで表示される。

【0105】

図6Fは、広告23とスライダー25とが隣接して表示され、広告23のスライダー25に近接する部分にグラデーションが施された表示態様の一例である。広告23のグラデーション処理は、AV再生装置10で実施してもよいし、広告データサーバ51~53で予めグラデーション処理を実施して送信してきてもよい。

【0106】

図6Fの例では、広告23がスライダー25の上方に隣接して表示され、広告23の下方の部分にグラデーションが施されており、広告23のグラデーション部分の透明度を0%から100%まで徐々に変化させることにより、当該部分において広告23をフェードアウトさせている。広告23とスライダー25とは上下が逆でもよく、その場合、広告23の上方の部分のスライダー25に向かってフェードアウトされる。

【0107】

また、図示はしていないが、広告23とスライダー25とは互いの一部がオーバーラップしていてもよく、その場合、オーバーラップしている領域において、広告23のイメージとスライダー25のイメージとが徐々に切り替わるようにブレンドしたイメージを表示してもよい。

【0108】

広告23のスライダー25に近接する部分にグラデーションを施すことによって、広告23とスライダー25との境界がわかりにくくなるので、広告23のデザインとスライダー25のデザインとを一体化させたい場合や、広告23のスライダー25に隣接する部分がスライダー25の見易さを損なわないようにするために役立つ。このことは、広告23とスライダー25とが左右や斜め方向に隣接する場合にも同様に成り立つ。

【0109】

広告データサーバ51~53で予めグラデーション処理を実施して送信する場合は、AV再生装置10はグラデーション処理が施された部分に隣接してスライダー25を表示する。この場合、広告データサーバ51~53は、広告とスライダー25の配置情報や広告のグラデーション部分に関する情報(グラデーションの位置、グラデーション部分の透明度など)を広告スクリプトに挿入して送信してもよいし、広告データサーバ51~53とAV再生装置10の間で、広告とスライダー25の表示位置関係を事前に決定しておいてもよい。広告データサーバ51~53で広告にグラデーション処理を行う場合は、AV再生装置10での処理を軽減できる、広告効果を損なわないグラデーション処理を行うことができるという効果がある。

【0110】

その他に、図示はされていないが、ユーザがボリュームを上げるほど、広告が大きく表示されてもよい。逆に、ボリュームを下げた場合に広告を大きく表示してもよい。あるいはミュート設定にした場合、ユーザは映像コンテンツの視聴を中断している可能性があるため、このような場合には広告が見やすくなるよう、広告を大きく表示してもよい。また、GUIが表示されるが、広告が表示されない場合があってもよい。

【 0 1 1 1 】

また、広告は、アニメーションによって表示されてもよい。例えば、広告 2 3 は、自動車の車輪が回転するアニメーションであり、広告 2 4 は、航空機が離陸して飛び去るアニメーションであってもよい。さらには、G U I が表示されずに、ボリュームを上げるほど、広告が画面上をより右側の位置に移動する、また、ボリュームを下げれば広告が画面上をより左側の位置に移動するというように、広告の表示領域を移動させても構わない。このように、広告自体に対してアニメーションさせてもよく、また、広告の表示領域が画面上を自由に移動するようにアニメーションさせても構わない。

【 0 1 1 2 】

また、例えば電源オンのように、表示されるべき G U I も再生中の A V コンテンツもない操作に対応する広告は、画面全体に表示してもよい。

【 0 1 1 3 】

(広告ダウンロード動作)

次に、広告スクリプト及び広告データをダウンロードして広告ストレージ 1 2 に保持する広告ダウンロード動作について説明する。

【 0 1 1 4 】

図 7 は、広告ダウンロード動作の一例を示すシーケンスチャートである。広告ダウンロード動作は、A V 再生装置 1 0 がインターネット 6 0 に接続されている間に随時行われる。

【 0 1 1 5 】

広告ダウンロード 1 1 は、例えば、A V 再生装置 1 0 で維持されている現在日時を参照することにより、予め定められた日時に、又は予め定められた時間間隔で、広告ダウンロード動作を開始する。

【 0 1 1 6 】

広告ダウンロード 1 1 は、広告スクリプトのダウンロードに先立って、広告スクリプトサーバ 4 0 から構成検査スクリプトをダウンロードする (S 3 1 、 S 3 2) 。ここで、構成検査スクリプトは、A V 再生装置 1 0 の表示能力を判定するためのプログラムの一例である。構成検査スクリプトは、例えば、広告の再生能力に関係する A V 再生装置 1 0 の構成情報を取得するためのスクリプトであってもよい。広告ダウンロード 1 1 は、ダウンロードした構成検査スクリプトを実行することにより、広告の再生能力に関係する A V 再生装置 1 0 の構成情報を取得する (S 3 3) 。

【 0 1 1 7 】

広告ダウンロード 1 1 は、取得された構成情報を広告スクリプトサーバ 4 0 に通知する (S 4 1) 。広告スクリプトサーバ 4 0 は、通知された構成情報に応じた広告スクリプトを、広告ダウンロード 1 1 に送信する (S 4 2) 。広告ダウンロード 1 1 は、広告スクリプトサーバ 4 0 から広告スクリプトを受信し、受信された広告スクリプトを広告ストレージ 1 2 に格納する (S 4 3) 。

【 0 1 1 8 】

広告ダウンロード 1 1 は、広告スクリプトに記述されていて、かつ広告ストレージ 1 2 に保持されていない広告データがあれば (S 4 4 で Y E S) 、広告スクリプトに記述されている U R L に基づいて当該広告データをダウンロードし (S 4 5 、 S 4 6) 、ダウンロードされた広告データを広告ストレージ 1 2 に格納する (S 4 7) 。

【 0 1 1 9 】

(A V 再生装置の構成情報)

図 8 は、構成検査スクリプトの実行によって取得される A V 再生装置 1 0 の構成情報の一例を示す図である。

【 0 1 2 0 】

図 8 には、ハードウェアスペックとしての中央処理装置 (C P U) のモデル番号、グラフィック処理装置 (G P U) のモデル番号、表示解像度、及び視差 3 D 表示の可否、並びに、コーデックの有無、アプリケーションインターフェース (A P I) の有無といった、

広告の再生能力に係る A V 再生装置 1 0 の構成情報の一例が示されている。

【 0 1 2 1 】

なお、図 8 に示された情報のうちのいくつかは独立していない場合があるため、A V 再生装置 1 0 の広告の再生能力を表すために、図 8 に示された全ての情報が必要であるとは限らない。

【 0 1 2 2 】

広告ダウンローダ 1 1 がこのような構成情報を広告スクリプトサーバ 4 0 に通知することによって、広告スクリプトサーバ 4 0 は、予め用意された複数の広告スクリプトの中から A V 再生装置 1 0 で好適に再生できる広告データのみが記述された広告スクリプトを選んで、A V 再生装置 1 0 に提供する。

【 0 1 2 3 】

また、広告スクリプトサーバ 4 0 は、A V 再生装置 1 0 に適した広告スクリプトの生成を行ってもよい。例えば、画像やビデオを広告データサーバ 5 1 ~ 5 3 から取得するようにした記述と、アニメーションは広告スクリプトサーバ 4 0 内に用意されているアニメーション用のスクリプトから選択した記述と、これらの記述を組み合わせることでスクリプトを生成して、A V 再生装置 1 0 に対して送信してもよい。

【 0 1 2 4 】

このようにすることで、広告のアニメーションの効果は同じでも、表示されている広告の内容を変更することが容易にできる。

【 0 1 2 5 】

A V 再生装置 1 0 に適した広告スクリプトの生成の例として、A V 再生装置 1 0 の機種情報をもとに、当該 A V 再生装置 1 0 に相応しい周辺装置に関連した広告が提供されている広告データサーバを選択するように、広告スクリプトを構成することができる。

【 0 1 2 6 】

また、現在時刻に応じて、広告データサーバを選択するということも可能となる。

【 0 1 2 7 】

つまり、所定の製造会社の広告を選択的に表示したり、また、制限したりすることができる。例えば、子供が視聴していることが想定されている時間帯には、アルコール類の広告を制限したりするようなことなどである。

【 0 1 2 8 】

なお、構成検査スクリプトのダウンロードと構成情報の取得（図 7 の S 3 1 ~ S 3 3 ）は、広告スクリプトをダウンロードする都度行われる必要はなく、広告スクリプトのダウンロードよりも低い頻度で行われてもよい。その場合、取得された構成情報は、例えば広告ストレージ 1 2 に保持され、広告スクリプトサーバ 4 0 には、広告ストレージ 1 2 に保持されている構成情報が通知されてもよい。

【 0 1 2 9 】

（まとめ）

A V 再生装置 1 0 及び広告提示システム 1 によれば、次に述べるような多くの効果が得られる。

【 0 1 3 0 】

広告スクリプトに記述された広告データ及び表示態様に基づいて広告の再生が行われるので、広告スクリプトを入れ替えるという極めて単純な操作で、広告スクリプトの配信者が意図した多様な広告の提示が可能になる。

【 0 1 3 1 】

広告スクリプト及び広告データのそれぞれに有効期間が設定されるので、広告スクリプト及び広告データを予めダウンロードしておいて広告表示の遅延を短縮すると同時に、いつまでも古い広告が表示されるといった広告の効果を損なう不都合が回避できる。広告スクリプト及び広告データを予めダウンロードしておくことで、特に、電源オン直後など、インターネット接続が確立していない状態での広告表示が可能になる効果も得られる。

【 0 1 3 2 】

広告スクリプトの記述に応じて、広告の表示態様、例えば、位置、色、大きさ、表示時間、頻度など、が柔軟に制御できるので、多様性及び興味性に富んだ態様でユーザに広告を提示し、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を緩和することが可能になる。

【0133】

このような表示態様の変更は、ユーザ操作の種類ごと、時間帯ごとに行われ、また、所定の頻度で広告が提示されない場合を設けることもできるので、例えば、ゴールデンタイムにおけるテレビ視聴時の広告表示や、ボリューム操作などの頻繁に行われる操作における広告表示の頻度の調整により、広告表示がユーザに与える煩雑感を軽減するとともに、広告が表示されない意外性を演出することができる。

【0134】

GUIの表示態様、例えば、位置、色、デザインなど、を広告の表示態様にに応じて変更することができるので、例えば、広告の色にあわせてスライドバーの色を変更することで、広告表示の多様性及び興味性をさらに高め、ユーザを飽きさせることなく、広告の効果が薄れる問題を軽減することが可能になる。さらに、例えば、広告主のコーポレートカラーに合わせてスライドバーの色を変更する等、広告の内容に合わせて、GUIの表示態様を変更することにより、さらに広告の効果を高めることもできる。

【0135】

また、AV再生装置が自らの広告の再生能力に関する構成情報を広告スクリプトサーバに通知することで、広告スクリプトサーバは、AV再生装置に、当該AV再生装置が好適に再生できる広告データを再生するための広告スクリプトを選択的に提供できる。

【0136】

例えば、構成情報によって、AV再生装置10において視差3D表示が利用可能であることが示される場合、AV再生装置10には、広告データとして視差3D表示に対応した画像を指定した広告スクリプトが提供され、他方、構成情報によって、AV再生装置10において視差3D表示が利用可能でないことが示される場合、AV再生装置10には、広告データとして通常の2D画像を指定した広告スクリプトが提供される。

【0137】

その結果、AV再生装置は、適切な広告データをダウンロードするための煩雑な判断処理を自ら行うことなく、広告スクリプトサーバによって選択されダウンロードされた広告スクリプトに基づいて、最適な広告効果が得られる広告再生を行うことができる。

【0138】

特に、民生用電子機器としてのAV再生装置では、例えば、プラットフォームのコストを最適化する観点から、再生可能な広告データの種類が機種によって様々に制限されている場合があり得る。そのような場合に、AV再生装置自身が、多数の広告データサーバから、自らが再生可能な広告データを適切に選択してダウンロードすることは極めて煩雑である。このような煩雑さは、構成情報に応じた広告スクリプトを選択的に提供する広告スクリプトサーバによって一元的に解消される。

【0139】

AV再生装置自身は、広告スクリプトを一元的に管理する広告スクリプトサーバのみと通信を行うことで、広告スクリプトをダウンロードすることができる。そして、ダウンロードした広告スクリプトを解釈して、広告データサーバと通信を行い、AV再生装置は適宜必要な広告再生を行うことができる。

【0140】

以上説明したように、AV再生装置10及び広告提示システム1によれば、広告の提示を適応的かつ柔軟に制御できる映像表示装置及び広告提示システムが提供される。

【産業上の利用可能性】

【0141】

本発明は、民生用電子機器において広告を再生するシステムに広く利用できる。

【符号の説明】

【 0 1 4 2 】

- 1 広告提示システム
- 1 0 A V再生装置
- 1 1 広告ダウンロード
- 1 2 広告ストレージ
- 1 3 広告プレイヤー
- 1 4 A Vプレイヤー
- 1 5 スイッチユニット
- 1 6 プラットフォーム
- 2 0 A Vモニタ
- 2 1 テレビ映像
- 2 2、2 5 スライドバー
- 2 3、2 4 広告
- 3 0 コンテンツメディア
- 4 0 広告スクリプトサーバ
- 5 1 ~ 5 3 広告データサーバ
- 6 0 インターネット

【 手続補正 2 】

【 補正対象書類名 】 特許請求の範囲

【 補正対象項目名 】 全文

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 特許請求の範囲 】

【 請求項 1 】

画面に表示させるための広告を保持する記憶部と、
ユーザの操作を受け付ける入力部と、
前記入力部が受け付けた前記操作に関連したグラフィカル・ユーザ・インターフェイス (G U I) がある場合に、前記 G U I を操作メニューとして前記画面に表示させる G U I 制御部と、

前記 G U I 制御部による前記操作メニューの表示又は前記入力部による前記操作の受け付けに同期して、前記操作メニュー又は前記操作に関連した広告を前記記憶部から取得して前記画面に表示させる広告再生部と
を備える映像表示装置。

【 請求項 2 】

前記記憶部は、前記広告の表示態様を規定した表示態様情報も保持し、
前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記記憶部に保持された広告を前記画面に表示させる
請求項 1 に記載の映像表示装置。

【 請求項 3 】

前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示することと、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けが行われても前記広告を表示しないこととを選択的に行う

請求項 2 に記載の映像表示装置。

【 請求項 4 】

前記広告再生部は、前記記憶部に保持された表示態様情報に基づいて、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示する確率又は前記広告を表示している時間を、ランダムに、又は、時間帯に依存して、変更する
請求項 2 に記載の映像表示装置。

【 請求項 5 】

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、過去に前記広告を表示した前記画面上の位置とは異なる位置に、前記広告を表示させる

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 6】

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、前記画面上における前記操作メニューに対応づけられた第 1 の位置に前記広告を表示することと、前記画面上における前記操作メニューに対応づけられた第 2 の位置に前記広告を表示することとを切り替える

請求項 5 に記載の映像表示装置。

【請求項 7】

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けに同期して前記広告を表示させる場合には、前記画面上における前記操作メニューに隣接して前記広告を表示させ、前記広告の前記操作メニューに近接する部分にグラデーションを施す

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 8】

前記 G U I 制御部は、前記広告再生部によって表示される広告の色味及び広告の内容のうち少なくとも一方に合わせて、前記操作メニューの色を変える

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 9】

前記 G U I 制御部は、さらに、前記ユーザの操作に応じて、前記操作メニューの表示態様を変化させ、

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示態様の変化に対応させて、表示している前記広告の表示態様を変化させる

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 10】

前記操作メニューは、前記映像表示装置が出力する音量を制御するためのスライドバーであり、

前記操作は、前記スライドバーにおけるスライダの移動指示である

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 11】

さらに、前記映像表示装置と通信ネットワークを介して接続されたサーバ装置から、前記広告再生部によって表示される広告を予めダウンロードして前記記憶部に格納しておくダウンロード部を備える

請求項 1 又は 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 12】

前記入力部が前記操作として電源投入操作を受け付けた場合に、前記広告再生部は、前記記憶部に保持された広告を前記画面に表示する

請求項 1 に記載の映像表示装置。

【請求項 13】

前記表示態様情報には、広告の表示期限を示す期限情報が含まれ、

前記広告再生部は、前記期限情報に基づいて、広告を表示させる

請求項 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 14】

前記記憶部は、さらに、デフォルト用の広告として予め定められた広告を保持し、

前記広告再生部は、前記操作メニューの表示又は前記操作の受け付けが前記期限情報で示される期限内でないと判断した場合には、前記記憶部に保持されたデフォルト用の広告を表示させる

請求項 13 に記載の映像表示装置。

【請求項 15】

前記表示態様情報には、広告の表示時間帯を示す時間帯情報が含まれ、
前記広告再生部は、前記時間帯情報に基づいて、広告を表示させる
請求項 2 に記載の映像表示装置。

【請求項 1 6】

画面に表示させるための広告を保持する記憶ステップと、
ユーザの操作を受け付ける入力ステップと、
前記入力部が受け付けた前記操作に関連した G U I がある場合に、前記 G U I を操作メ
ニューとして前記画面に表示させる G U I 制御ステップと、
前記 G U I 制御ステップで前記操作メニューを前記画面に表示させたとき、又は、前記
入力ステップで前記操作を受け付けたときに、当該操作メニューの表示又は当該操作の受
け付けに同期して、前記記憶ステップで保持された広告の中から、前記操作メニュー又は
前記操作に関連した広告を前記画面に表示させる広告再生ステップと
を含む映像表示方法。

【請求項 1 7】

請求項 1 6 に記載の映像表示方法に含まれるステップをコンピュータに実行させる
プログラム。

【請求項 1 8】

画面と、
前記画面に表示するための広告を保持する記憶部と、
前記映像表示装置の電源が投入されたときに、前記記憶部に保持された広告を前記画面
に表示する広告再生部とを備え、
前記広告には、当該広告の表示期限示す期限情報が含まれ、
前記広告再生部は、表示期限内である場合にだけ、前記広告を表示する映像表示装置。

【手続補正 3】

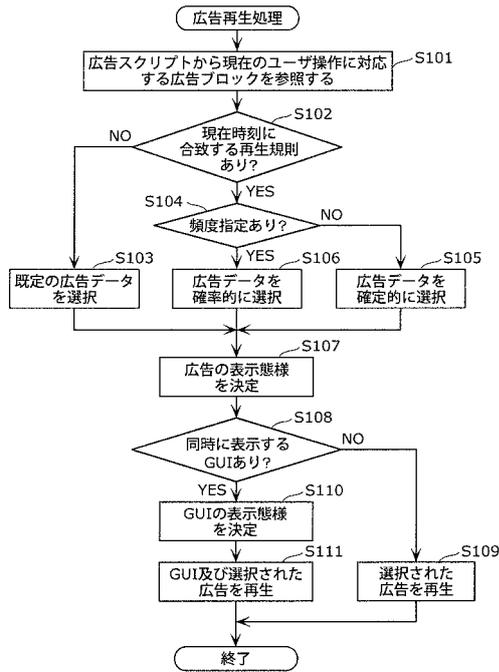
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】全図

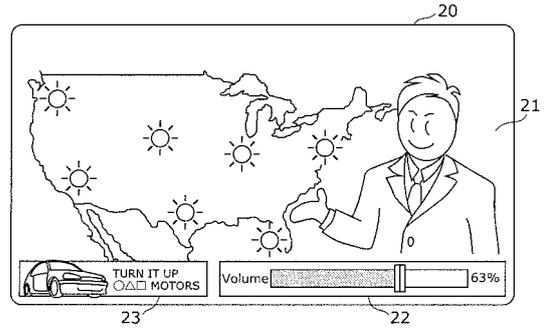
【補正方法】変更

【補正の内容】

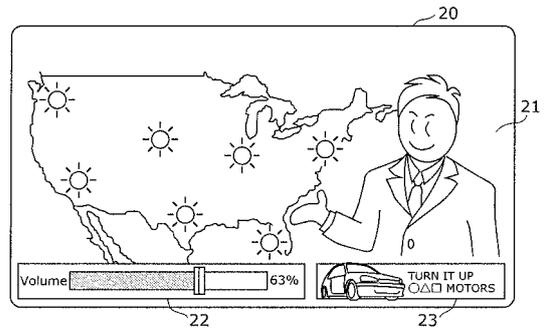
【 図 5 】



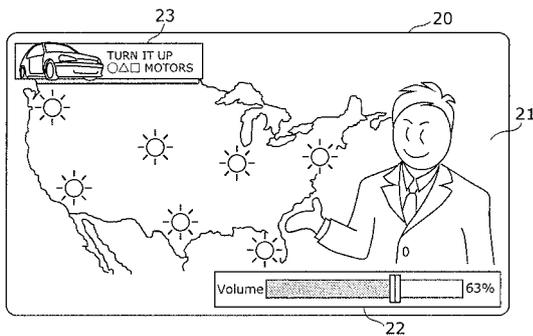
【 図 6 A 】



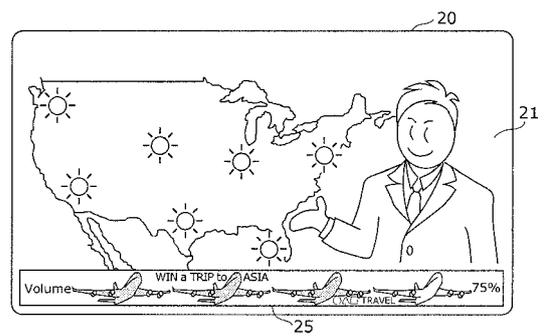
【 図 6 B 】



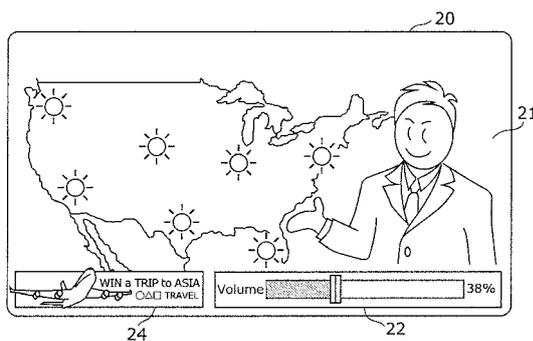
【 図 6 C 】



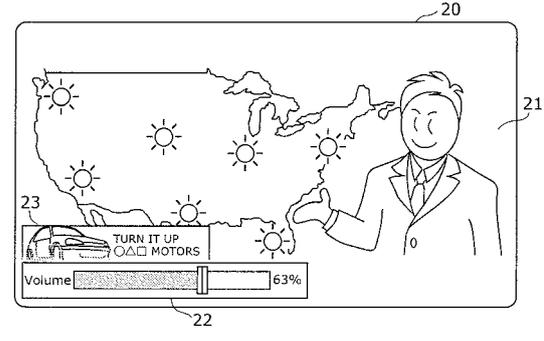
【 図 6 E 】



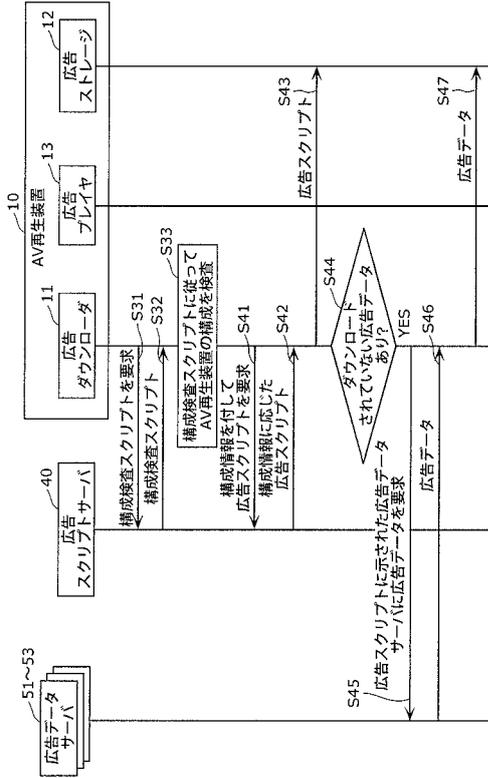
【 図 6 D 】



【 図 6 F 】



【 図 7 】



【 図 8 】

項目	属性又は利用可否
CPU	model番号
GPU	model番号
表示解像度	1920×1080
視差3D表示	YES
codec1	YES
codec2	NO
⋮	⋮
api1	NO
api2	YES
⋮	⋮

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2012/005431

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER G06Q30/02 (2012.01) i		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G06Q30/02		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2012 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2012 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2012		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2002-101360 A (Toshiba Corp.), 05 April 2002 (05.04.2002), entire text; all drawings (Family: none)	1-18
Y	JP 2007-104313 A (Toshiba Corp.), 19 April 2007 (19.04.2007), entire text; all drawings & US 2007/0078715 A1	1-18
Y	JP 2002-111610 A (Matsushita Electric Industrial Co., Ltd.), 12 April 2002 (12.04.2002), paragraphs [0015], [0025], [0027] (Family: none)	2-8, 13-15, 18
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents:		
"A"	document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"E"	earlier application or patent but published on or after the international filing date	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"L"	document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"O"	document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	"&" document member of the same patent family
"P"	document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	
Date of the actual completion of the international search 31 October, 2012 (31.10.12)		Date of mailing of the international search report 20 November, 2012 (20.11.12)
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office		Authorized officer
Facsimile No.		Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2012/005431

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	JP 2005-176393 A (Yamaha Corp.), 30 June 2005 (30.06.2005), abstract; paragraphs [0012], [0037], [0047] & US 2001/0055466 A1 & US 2003/0170000 A1 & CN 1332571 A	2-8,13-15,18
Y	JP 2010-526494 A (Google Inc.), 29 July 2010 (29.07.2010), paragraph [0028] & US 2008/0276272 A1 & US 2008/0276269 A1 & EP 2142977 A1 & EP 2156322 A1 & WO 2008/137482 A1 & WO 2008/137696 A1 & DE 202008018201 U1 & CN 101681194 A & CN 101681355 A & AU 2008247579 A1 & AU 2008247732 A1	2-8,13-15,18
Y	JP 2002-218340 A (Sony Corp.), 02 August 2002 (02.08.2002), paragraph [0067] (Family: none)	2-8,13-15,18
Y	JP 2006-18678 A (Sony Corp.), 19 January 2006 (19.01.2006), abstract (Family: none)	2-8,13-15,18

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2012/005431

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:
See extra sheet.

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2012/005431

Continuation of Box No.III of continuation of first sheet (2)

The invention set forth in claims 1 to 17 relates to "a video display device which displays a GUI related to an operation received by an input unit on a screen as an operation menu, and displays an advertisement related to the operation menu or the operation in synchronization with the display of the operation menu or the reception of the operation by the input unit". The invention set forth in claim 18 relates to "a video display device which displays an advertisement only within a display period when power to the video display device is supplied". These inventions do not have one or more same or corresponding special technical features, and thus, the claims include two inventions (groups).

(Invention 1) Claims 1 to 17

(Invention 2) Claim 18

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 2 / 0 0 5 4 3 1									
A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. G06Q30/02 (2012.01) i											
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. G06Q30/02											
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの <table border="0"> <tr> <td>日本国実用新案公報</td> <td>1922-1996年</td> </tr> <tr> <td>日本国公開実用新案公報</td> <td>1971-2012年</td> </tr> <tr> <td>日本国実用新案登録公報</td> <td>1996-2012年</td> </tr> <tr> <td>日本国登録実用新案公報</td> <td>1994-2012年</td> </tr> </table>				日本国実用新案公報	1922-1996年	日本国公開実用新案公報	1971-2012年	日本国実用新案登録公報	1996-2012年	日本国登録実用新案公報	1994-2012年
日本国実用新案公報	1922-1996年										
日本国公開実用新案公報	1971-2012年										
日本国実用新案登録公報	1996-2012年										
日本国登録実用新案公報	1994-2012年										
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)											
C. 関連すると認められる文献											
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号									
Y	JP 2002-101360 A (株式会社東芝) 2002.04.05, 全文, 全図 (ファミリーなし)	1-18									
Y	JP 2007-104313 A (株式会社東芝) 2007.04.19, 全文, 全図 & US 2007/0078715 A1	1-18									
Y	JP 2002-111610 A (松下電器産業株式会社) 2002.04.12, 段落【0015】, 【0025】, 【0027】 (ファミリーなし)	2-8, 13-15, 18									
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。		<input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。									
* 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願		の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献									
国際調査を完了した日 31.10.2012		国際調査報告の発送日 20.11.2012									
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 佐藤 裕子	5 L 3787								
		電話番号 03-3581-1101	内線 3562								

国際調査報告		国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 2 / 0 0 5 4 3 1
C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
Y	JP 2005-176393 A (ヤマハ株式会社) 2005.06.30, 【要約】, 段落【0012】, 【0037】, 【0047】 & US 2001/0055466 A1 & US 2003/0170000 A1 & CN 1332571 A	2-8, 13-15, 18
Y	JP 2010-526494 A (グーグル インク.) 2010.07.29, 段落【0028】 & US 2008/0276272 A1 & US 2008/0276269 A1 & EP 2142977 A1 & EP 2156322 A1 & WO 2008/137482 A1 & WO 2008/137696 A1 & DE 202008018201 U1 & CN 101681194 A & CN 101681355 A & AU 2008247579 A1 & AU 2008247732 A1	2-8, 13-15, 18
Y	JP 2002-218340 A (ソニー株式会社) 2002.08.02, 段落【0067】 (ファミリーなし)	2-8, 13-15, 18
Y	JP 2006-18678 A (ソニー株式会社) 2006.01.19, 【要約】 (ファミリーなし)	2-8, 13-15, 18

国際調査報告

国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 2 / 0 0 5 4 3 1

第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見 (第1ページの2の続き)

法第8条第3項 (PCT17条(2)(a)) の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求項 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、
2. 請求項 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3. 請求項 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見 (第1ページの3の続き)

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるときの国際調査機関は認めた。

請求項1-17に係る発明は「入力部が受け付けた操作に関連したGUIを操作メニューとして画面に表示し、操作メニューの表示又は入力部による操作の受け付けに同期して、操作メニュー又は操作に関連した広告を表示する映像表示装置」に関し、請求項18に係る発明は「映像表示装置の電源が投入されたときに、表示期限内である場合にだけ広告を表示する映像表示装置」に関するものである。これらの発明は、一又は二以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的關係にないから、請求項には2の発明(群)が含まれる。

(発明1) 請求項1-17

(発明2) 請求項18

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求項について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求項について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求項のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求項について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

様式PCT/ISA/210 (第1ページの続葉(2)) (2009年7月)

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN

(特許庁注：以下のものは登録商標)

1. Blu-ray
2. FLASH

Fターム(参考) 5E555 AA56 BA16 BA19 BB16 BB19 BC01 CA21 CB40 CB42 CB74
DB11 DB22 DB53 DB57 DC05 DC13 DC35 DC61 DC84 DC85
EA07 EA14 FA02
5L049 BB08

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。